

平成31年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(11日目)

平成31年3月7日(木)

午前 9時00分 開議

1 議事日程

- 第 1 議案第 1 号 平成30年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第 2 号 平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第 3 号 平成30年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 4 議案第 4 号 平成30年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 5 議案第 5 号 平成30年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第14号 永平寺町行政組織条例の制定について
- 第 7 議案第15号 永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第16号 永平寺町行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第17号 永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第10 議案第18号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第19号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第20号 永平寺町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第21号 永平寺町立在宅訪問診療所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第14 議案第22号 永平寺町立在宅訪問診療所使用料及び手数料条例の制定について
- 第15 議案第23号 永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制

限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第24号 永平寺町河川公園条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第25号 永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

第18 議案第26号 福井市及び永平寺町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

第19 議案第27号 指定管理者の指定について

第20 議案第28号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について

第21 発委第1号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

1番 松川正樹君

2番 上田誠君

3番 中村勘太郎君

4番 金元直栄君

5番 滝波登喜男君

6番 齋藤則男君

7番 奥野正司君

8番 伊藤博夫君

9番 長岡千恵子君

10番 川崎直文君

11番 酒井和美君

12番 酒井秀和君

13番 朝井征一郎君

14番 江守勲君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	平野信二君
教育	長	室秀典君
消防	長	朝日光彦君
総務課	長	山田孝明君
財政課	長	山口真君
総合政策課	長	平林竜一君
会計課	長	酒井宏明君
税務課	長	歸山英孝君
住民生活課	長	佐々木利夫君
福祉保健課	長	木村勇樹君
子育て支援課	長	吉川貞夫君
農林課	長	野崎俊也君
商工観光課	長	清水和仁君
建設課	長	多田和憲君
上下水道課	長	原武史君
上志比支所	長	森近秀之君
学校教育課	長	清水昭博君
生涯学習課	長	坂下和夫君
国体推進課	長	家根孝二君

6 会議のため出席した事務局職員

議会事務局	長	川上昇司君
書	記	宇野美智子君
書	記	竹内啓二君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに11日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第1号 平成30年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（江守 勲君） 日程第1、議案第1号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算についてを議題とします。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行いたいと思います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

これより第1審議を行います。

理事者から平成30年度3月補正予算説明書をいただいておりますので、それに基づいて十分なるご審議をいただきますようお願いいたします。

最初に、財政課より補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、議案第1号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算について申し上げます。

まず、説明は議案書でお願いしたいと思いますので、議案書のほうをお願いいたします。

議案書の5ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、一般会計補正予算について、提案理由の補足説明をさせていただきます。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,808万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億6,664万円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、6ページから9ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条の翌年度へ繰り越して行う事業については、10ページの第2表繰越明許費のとおりで、款2総務費の会計年度任用職員制度導入に伴う例規整備支援事業から款10教育費の学校施設整備事業まで、11事業3億8,593万9,000円を平成31年度へ繰り越すものがございます。

第3条地方債の補正については、11ページの第3表地方債補正のとおりで、普通建設事業費の減額に伴い、財源としていた合併特例債を2,000万円減額するものがございます。

歳出の主なものといたしましては、基金への積立金、国の補正に伴うプレミアム商品券事業費、障害者自立支援事業における国庫負担金の返還金等を計上したほか、各事業の執行状況に伴い余剰となった予算を今回減額としております。

歳入の主なものといたしましては、平成30年度算定により額が確定しました普通交付税を1億8,200万円増額した一方で、先ほど申し上げましたように、各事業の執行状況により余剰となった予算における財源も今回減額し、これら増減要因を踏まえた上で財政調整基金繰入金を減額し調整しております。

詳細な事項につきましては、この後、各担当課より順次ご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） それでは、平成30年度3月補正予算説明書に基づいて、課ごとに補足説明を求めます。

それでは、議会事務局関係、4ページの補足説明を求めます。

○議会事務局長（川上昇司君） 議会事務局関係についてご説明申し上げます。

4ページ左側をお願いいたします。平成30年度3月補正説明書の4ページ左でございます。

議会運営事務諸経費におきまして、今回、184万1,000円の減額をお願いするものがございます。これにつきましては、非常勤職員の採用を行わなかったことにより非常勤職員賃金が不要となりましたので、減額するものがございます。

以上、議会事務局関係の補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) なければ次に、総務課関係、4ページから5ページの補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(山田孝明君) 総務課分について説明をさせていただきます。

説明書の4ページをお願いします。

4ページ右側、防災対策事業費、補正額は100万円。補正の理由としましては、町民の安全で安心な暮らしの実現と良好な景観及び生活環境を保全することを目的に永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金の交付要綱を設けており、平成30年度の第1回、去年の11月28日ですけれども、空き家等対策検討委員会を開催し、その場におきまして、2件の物件の解体撤去に関する費用の一部について助成金を出すことが適当であるというふうに認められました。これを受けまして、2つの物件、一つは松岡芝原3丁目地係、またもう一つは牧福島地係、この2つの申請された物件につきまして、限度額3分の1で上限50万円という補助金要綱になっておりますけれども、その2件につきまして、今回、補助金の100万円ということで増額の予算を計上させていただきました。

また、5ページをお願いします。

5ページ左側、町議会議員選挙費。これにつきましては、昨年7月8日執行の永平寺町議会議員選挙経費が確定したため、不用額を減額するものであります。内容につきましては、需用費関係、また役務費関係、また委託料。この委託料の中にはポスターの掲示板の設置及び撤去の委託料、この分が150万7,000円。これらを合わせまして248万1,000円の減額をお願いするものであります。

また、議案書の10ページをお願いします。

議案書の10ページ、繰越明許費の一覧表、第2表があるかと思えます。

この中で、一番上の段に総務費、項としまして総務管理費、会計年度任用職員制度導入に伴う例規整備支援事業です。

これにつきましては、会計年度任用職員制度導入に伴う例規の整備支援業務を去年の6月補正で予算化をしていただきました。これにつきましては、来年、平成32年4月に会計年度任用職員制度導入が義務づけられたことを受け、法整備を進めているものであります。この制度導入に向けた国の事務処理マニュアル改

訂、これが10月中旬までおくれたこと、また職の整理における総務省の回答がおくれたこと、また基本情報の整理とか、ほかの県内各市町との統一的な運用内容調整に日数を要しているため、今回、事業費の繰り越しをお願いするものであります。

なお、県内の各市町の状況をちょっと確認したところ、同様にその調整に日数を要するという形で、同様な形をとっていることを確認しております。

以上、総務課分について説明させていただきました。よろしくご審議をお願いします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 繰越明許にある会計年度任用職員制度導入に伴う例規の整備支援事業ということですが、いわゆる1人だけ解雇するというので、臨時職員というんか、嘱託職員というんか、現実的には、永年働いてもらっている人をそこで区切るというのは、たしか国の臨時職員というんですか、非常勤職員のことで言うと、3年継続して使うと、本当は本採用にというのか、にしなきゃいけないということに基づいての整備ということではないんですかね。また、繰り越すにはどういう理由があつての繰り越しなんでしょう。もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 今現在、非常勤職員という形で雇用をしております。非常勤職員につきましては、1年の委託、今年度でいいますと去年の4月1日からことしの3月31日、1年ずつの更新という雇用契約となっております。また、この非常勤職員の、今、作業を進めている、調整を進めている内容としましては、特別職の非常勤、例えば交通指導員であったりいろんな各種委員さん、また通常でいう非常勤職員の中でも、フルタイムで一般職員と同じように8時半から5時15分まで雇用している職員もいれば、またパートタイム的に、例えば、時間はいろいろあるんですけども、午前中だけとか、また時間を区切って午後3時までとか、そういった形でパートタイム的な、今現在、非常勤職員もおります。そういった中で、それぞれの職種、また内容に応じた給与、今度、給与という形になるんですけども、それを月額幾らにするとか月額幾らとして定めるか、またパートタイムであれば時間給幾らにするか、そういったことについて、県内他町

村との調整も含めて、今、検討というか調整を進めている段階です。これをする
ことによって、やはり働いていただく方、雇用する方の勤務条件、そういったも
のある程度統一しながら、町としても対応をしていきたいと考えております。

また、今ほど議員さんおっしゃられた中で、今現在の非常勤職員も含めてです
けれども、例えば3年勤めたから、今しているから正職員になるとか、そういつ
たような制度がございます。あくまでも一年一年の雇用契約という形で、今後に
おいてもそのような形が継続されることとなります。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） いわゆる非常勤職員というんか非正規採用を一番最初に始め
たのは、僕は公務員ではないかと思うんですね。県なんかそういう採用の仕方
をして、1年間の最後の1日だけなしにして、継続雇用ではないというのを理由
につけて非正規で働いてもらっていたと。実質、安上がり労働をそこで確保する
ということやってきたと思うんですね。

ただ、非正規労働者がふえる中で、最近法律の趣旨では、実質、継続して働
いている場合には、一定の年度を超えた場合には正規で採用しなきゃいけないと
いうのが法律の趣旨やと思うんですね。それを、僕はいつも思うんですが、公務
員のほうから、公のところからそれを破っているように僕には見えているんです
ね。その辺は、やっぱりどこかできちっと正していくというんか、そういうこと
もしていくべきではないかな。こうやって、本来は、たしか去年の6月ぐら
いにはそういう整備が一定めどがつく方向で示されていたと。それは長年の、何年か
前からそういうことが言われていたと思うんですね。それが繰越明許ということ
で延びていくということは、やっぱりどこかに問題があるんでないかというこ
を思うんですが、その辺はどう考えているんですかね。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 先ほども説明させていただきましたが、非常勤職員、こ
の方についてはあくまでも1年ずつの契約であります。また、来年度、4月以降
のそういう会計年度任用職員制度、これにつきましても同じような形で、例えば
その対象となる職員についても、9月、10月に募集をかけ、それに基づいた面
接、試験等を行い、そして任用する職員を決定する。それに基づいて、また年頭
の4月1日から1年間の雇用契約といえますか任用を行うわけです。これにつ
いては継続というんですかね、年度年度かわる場合もありますし、また継続を希望

する者においては、その継続の雇用契約をするということはやぶさかでないというふうになっています。

ただし、議員さんおっしゃるように、3年、5年、それを継続して勤務したからといって、例えば一般職という正職員、正規の採用、そういったことにつながるということはありません。あくまでも正職員については、職員の採用候補者試験等により応募いただき、それを受けて、その中での合格、不合格という形で対応していくこととしています。よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） その辺やっぱり、しつこく言ってますけど、行く行くは何らかの形で変えていく必要があるのではないかな。実際、社会はそれを問うてるわけですね。だから、公務員だけそれが許されるという、それはそういう条例とかそういうのを整備するだけで許されるということでは本来はないはずなんで、その辺だけ指摘だけはしておきます。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） 4ページの右側ですけど、防災対策事業ですけども、2件の申請というんか対象が2件あって、50万の100万の補助ということでのあれですけども、これ30年度で何件の申請があって、うち何件が対象となったのか、ちょっとわかりましたらお願いしたい。

それと、新年度に向けての地区要望ですか、そういったことでの区長からの、何かそういった特別な請願というんですか、そういった願い事は出ていないのか。これは後でいいですけども、お願いしたい。

なぜかといいますと、語ろう会等々において我々住民と接触したときに、空き家の問題でこのようなことを意見交換をさせていただきました。その中で、とてもじゃないけど、この50万、そういった空き家の対処をする対象物は多々あるんですけども、とてもそこに行き着かない予算だと、踏み切れない予算ということも悩みの一つで挙げられておりましたので、そこら辺も、今後、こういった補助に当たっての対象額の基準の見直し、検討ですか、そういったのがされているのか、されたのか、今後検討するのか、それもあわせてお願いしたいと思えます。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） この補助金制度、今年度、去年の4月からこの補助金要

綱に基づいて補助をしております。今年度の……、済みません、もっと前からしてるんですけども、具体的にそういう事案の申請があり対応したのは今年度からです。

実績ですけれども、既に140万円を既に交付をしております、3件分に対して。今回、2件分です。これにつきましては、例えば上志比地区の牧福島の場合ですと、その建物に隣接する道路が小学校児童の通学路になっていて危険である、また雨風、いろんところでそういう破損というんですかね、そういったことによつて人命に影響を及ぼす、そういった観点。また、松岡地区の案件につきましても道路に接した建物であります。これにつきましては、地元の区長さんからも要望等がことしもありました。上志比地区ですけれども、ですが、やはりこの空き家そのものには所有者があり、また管理する方がおられます。実際に、この管理をしたり所有する人が建物を解体撤去するんやという意味なりそういったことがないことには、鋭意指導はしてるんですけども、その了解なり同意がないことにはなかなか進められませんので、今回の2件につきましては、いろんご指導とか、またいろん話、相談に乗る中で、ようやくその方向性がついたということで、今回、その申請に基づいて委員会の中で検討したところ、補助金を出すことが適当だということで、今回したわけでございます。

なお、この補助金の額、本町の場合、3分の1で50万円上限となっております。これにつきましては、県内他市町の状況等もほとんど同じで、やはりあくまでも個人の財産についての費用の一部を助成するという観点を持っておりまして、その額なり内容等を見直したりふやすというふうなことは今現在は考えていない状況であります。

以上です。

○議長（江守 勲君）3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） この対象に当たっては、施したいけど施せないというんか、そういうような面も、区内でもね、ある課題になっているところですよ。

これから多々こういうのがふえてくると思うんですね。ですから、そういったことで踏み切りやすい、また、それは行政面でいろん課題、問題もあつてなかなか手がつけられない、前へ進めないというようなことは理解できます。それ以外に、区内で了解し、本人がきちんとなつての方の申請であつて、そこでまた予算的に踏み切れないというふうなことも多々あるんで、そういったことをお聞きしているんで、こういったことについても今後検討していくように、他の市町

村がほとんど同じ額だと、3分の1の上限50万というようなことでこういうふうなのがあるかと思うんですけども、永平寺町も、やっぱり防災に強いまちづくりというようなことも考えられますので、そこら辺よくお酌み取りいただいて検討させていただきたいと、進めていただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） この事業を進めて、また補助金の対象とするには、やはり先ほども言いました、その建物、財産の所有者であったり管理者、そういった方の理解と協力が無いといけないと思います。また、現状を見ますと、特に多いのは相続放棄をされて実際に管理している人が誰かわからない、そういった状況であります。こちら事務局のほうでは、地域の区長さん、また関係する方にそういう情報等をいただきながら、そういった中で一つ一つ交渉というか指導、話を進めています。そういった中で、今回、このような形で本人さんのご了解、また意向も確認できたということです。

今後におきましても、やはり危険であり、なおかつ地域の方に迷惑がかかるようなものについては、こういった検討委員会の中で検討しながら、なおかつ地域の方のご協力というか、そういったことについてもひとつよろしくお願ひしたいかなと思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この空き家について50万円の補助は、多分、永平寺が一番先に始めた、三、四年前に打った事業だと、多分ですけど。最初はなかなかこの申請がなかったのですが、やっぱり最近、空き家、廃屋がある中でこれがふえてきたのかなと思います。

ただ、基本的に管理者の責任、自己責任というのが最初に来ます。建てられた方が壊すときは壊していただく、公費ですので。ただ、今ほどありました各区の中でいろいろな、区長さんからとか申請があったときには行政も一緒に対応して、その建物も、検討委員会がありまして、この検討委員会には建設の人、また法律家の人、皆さん入っていただく中で、ここは50万円の補助の対象になるなというふうな決め事で今やっております。再来年度は、国もやっと本腰を上げまして、また違った形でこういった空き家をする補助制度みたいなのもできるようですので、そういったのとあわせてやっていければいいなと思います。

この金額を、じゃ、300万円にするのか、1,000万円にするのか。どん

どんだん皆さんに100万円、200万円という金額を出していった中で、自分たちで壊した方、本当に管理責任がある方、そういった皆さんに対して不公平感を持たないか、そういったことも、やはりしっかりと、公費を投入するということは検討していかなければいけないなと思います。ただ、今の社会情勢の中で、廃屋と町の景観であったり災害時に危険な建物、こういったものはしっかりと指導というか、お願いをしながらやっていかなければいけないなというふうに思っております。

いずれにしても、この空き家、どちらかというと特定空家についてはこれから、社会の課題にもなっておりますので、いろいろな情報、また本当に必要なものは何かというのをしっかりと研究しながら早い対応をしていければなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 今ほどの件についてなんですけれども、中村議員の質問に申請が何件あったかという質問があつて、答弁に申請の件数が何件あったかというのはお答えになられてないのではないかなと思うんですが、それと一緒に、特定空家と認定されなかった件数が申請件数の中に何件かあるかと思うんですけれども、それもあわせて教えてください。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） この申請件数ですけれども、今年度に入りまして、先ほど言いました、既に3件の補助対象としまして支出しています。それについては所有者なり関係者からの申請書に基づいてやっています。今回、2件も含めて全部、5件中5件の申請を受け付けております。この申請については、あくまでも本人の同意なり、また本人の計画、取り壊す計画、そういったことをきちっと取りまとめたことをもって申請と、それを町が受け取って審査会で審査するという形の対応をさせていただいております。

この検討委員会での審査ですけれども、以前、町のほうで業者、コンサルに委託しまして、それぞれの物件を点数化、また評価して30件余りを対象の廃屋というか危険、また取り壊し等に対応するというのを上げさせていただいております。その中での、今回、5件という形です。また、この検討委員会には、土地家屋調査士の方、また司法書士の方、また大学の先生、そういった方にもお願いして、その方による委員会で総合的に判断、また適当かどうか、そういったことも

検討させていただきながら、補助金の助成が適当であるというふうな形での認定を受けたことに対しての補助でございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 平野副町長。

○副町長（平野信二君） ちょっと内容的に申し上げますと、町内、空き家が今のところ三百十数軒ある中で、廃屋とみなされるもの、特定空家ということで、たしか31軒やったと思うんですが、その中でも全部調査をして、土地所有者、建物所有者、いろいろあるんですが、その中でも建物に関して、誰が権利を持っているのか。

ただ、実情を申し上げますと、ことしは5件出たんですが、やはり対象になる物件は、本当に危険空家というのはほとんどが相続放棄をしてるんですね。ですから、所有者未定という形が非常に多いです。ですから、今後、いわゆる清算管理人を指名してどういう対応をしていくのかとかそういうことも含めて、今後、調査に入っていくと思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） 12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） ありがとうございます。

今後はやっぱりふえてくると思うんですね。金銭的な補助の話が今出てるんですけども、金銭面もかかわるんですけども、それ以外の面でのサポートというのでも考えていかなきゃいけないかなと思います。

私もこの空き家の話が出るたびにどうしたらいいのかなと思うんですけども、例えば解体した後の木材の処理の方法とか、家電等の処理の方法とか、そういったところもぜひ親身になって話していただいて、何とかその費用がかからないところまでできないかなというのはちょっと考えたりしてるんですけども、何かまたその補助金以外のこともぜひみんな考えていきたいなと思いますので、お願いします。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 今ご意見いただきました。実際、今回の2件ですけども、その2件の物件を取り壊す申請の際に、いろいろ見積もりとか内容等を聞き取りをしております。

当然50万で終わるべきものではなくして、その10倍も12倍も、500万、600万とかかるケースもあります。そういった中で、やはり今おっしゃられま

した、その解体撤去に要する内容、そういったものもちょっといろいろお聞きをしておりますし、まず専門業者に委託しての解体だと思いますが、その業者等に対する指導というか、それについては法的な手続、また近隣の家屋なり地域の人に迷惑をかけないようにとか、そういうふうな形での指導は当然行わせていただいております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今ほど副町長申し上げましたように、持ち主、権利がある人が明確な場合はこういうふうに対応が早くできますし、その方々も何とか早く処理したほうがいいなということで、この50万円の補助があるんならこれを使おうということで、今回出てきているのは、そういった意味で壊していただいておりますが、今ほど副町長言いましたように、現状で相続放棄をされてたり、例えば地面と建物が違う権利になってたりした場合、なかなかその相手方が、誰に相談したらいいのか、そういったこともありましてなかなか進まないという状況もあります。

ただ、行政としましては、そういった面でいろいろアドバイスをしたり、法律的なところでお話をしたりもしっかりさせていただいておりますが、どうしても権利については、個人の財産ですので大きな壁があるのも事実でして、事務的なものはしっかりやっつけようと思っておりますが、一つ一つの手続に時間がかかったり、理解してもらうのに時間がかかったりというのがありますので、そういった点は総務課のほうでしっかりやっておりますが、なかなか権限が及ばないとかそういったのもありまして、悩みながらやっているというのも現状です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 引き続きの質問になるかもわかりませんが、本来、個人の財産を処分するというんで非常に、ある意味、こうやって予算に出てくると町民としては抵抗感を感じるんですけど、いずれ、そのままの状態にしていくと結局、行政が大きな費用を使って処分しなければならないということになりますので、いたし方ないんですが。

ただ、私、聞きたいのは、ここに対策検討委員会が、第1回となってるんですよ。これは、当初の3件については前年度に検討委員会をやって、そして当初に予算計上されたんだろうと思うんですけども、今回、第1回で2件の対象に

ついて協議をしたんだろうと思いますけれども、何を言いたいかといったら、できるだけスピーディにやってほしいなというところがあるんですが、その第1回の検討委員会で、多分、年間1回しか開かないんだろうと思うんですけれども、その話の内容は2件の申請のことだけやったんですか、それとも、毎年毎年空き家というのはふえてきますので、その総花的な論議というんじゃないんですけれども、いろいろ今後のヒントになるような話とかというような、そういうようなことも出たんでしょうか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） ここに書いてあります平成30年度第1回の検討委員会、これにつきましては、関係する所有者、また管理者、そういった人との話を煮詰めるというか、いろいろ話していく中で何とか解体に向けて取り組んでいくというふうな内諾等が得られたということ踏まえて、この2件を去年の11月の検討委員会の中での議題とさせていただきました。

なお、それ以前にも3件執行しているわけですが、これにつきましては、昨年に検討委員会で認定をしていただきながら、実際には取りかかったりそういう着手、そういったことについては去年の4月以降になったということであり、既に前の年に検討しています。

また、去年11月の検討委員会、私も当然参加しているわけですが、今回の2件の物件については十分妥当という判断をいただきました。それ以外の内容としましては、やはり全体で、先ほど副町長おっしゃられましたが、町内で300を超える空き家があると。その中でも廃屋に近く危険な空き家、これが30なり31近くあります。そういったものの管理者の維持管理も含めて指導といいますか、こういうふうなことも、相手方が特定されれば一番いいんですけれども、そういった進め方、やり方、そういったことについてのアドバイス、そういったこともその検討会の中では話をさせていただきました。

以上です。

○議長（江守 勲君） 平野副町長。

○副町長（平野信二君） ちょっと補足しますと、いわゆる31軒ある廃屋に近いそれは、全て調査をしています。要するに、建築協会に見てもらって、全部ポイントで評価をしてるんですね。それによって、それから建物の所有者、土地の所有者とかを全部調べてあるんですが、この不明者もかなり多いんですね、もう相続放棄して。

ただ、今後考えられるのは、例えば、建物と土地の所有者が同じならば、まだいいんです。さっき言うたように、清算人をつけて土地を売って、それで解体費を賄う。ただし、建物と土地が違う場合は、やはり代執行になるのかなど。土地の使途に責任はないですから、その辺が非常に難しいところがございます。ですから、今言ったように、ある程度話がついて取り壊しにかかりますよということで、検討委員会で寄ってもらって説明をして、その認定をして予算計上をしていくわけです。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、財政課関係、5ページの補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口 真君） 歳出の5ページ右側をお願いいたします。

ここにも書いてありますように、今回の基金積立金でございますけれども、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、前年度剰余金の2分の1を下回らない額を基金に積み立てるため、今回、予算計上をさせてもらったところでございます。

それから、戻りまして、3ページをお願いいたします。

3ページでは、歳入の項目、上のほうからございますので。

まず、普通交付税につきましては、先ほど申し上げましたように、額が確定いたしましたので1億8,200万円の増額補正をしています。

続いての財政調整基金繰入金につきましては、今回の3月補正の全体の財源としてここで調整をして、1億3,484万9,000円の減額をしております。

前年度繰越金につきましては、額が確定しましたので2,557万3,000円の減額をしております。

そして合併特例債につきましては、普通建設事業の減額に伴い、その財源としておりました合併特例債も同様に2,000万円の減額をしております。

以上、財政課の説明でございます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 基金の積み立て、財政調整基金は目的別に、本町の場合、振り分けたと。ただ、以前から、国の緊急経済対策ということで補正予算なんかを充てられたその金などもほぼ全額を使い切るということではなしに、余った金を

積み立ててきたのが大きく膨れ上がってきたというのはこれまでも指摘してきました。全国的に見ると、この10年間で財政調整基金は1.7倍になったそうです。みんな同じようなことをやってるんですね。

ただ、ここにはちょっと繰越明許でプレミアム商品券のことなんかもあるんですけども、本当に地域の経済対策という意味で、ただ、これは余剰金ということは、この年、赤字にはならなかったと、実質。その余剰金の2分の1を積み立てるといいますが、本当に地域はまだまだ景気が上向いてるわけじゃないと、経済的には大変だと、ただ、税金のほうは少し今ふえつつあるというなのは聞いてますけれども、そんな中でも、やっぱり地域の経済対策にどう使うのかというところでの視点というのと、この積み立てたのとの関係でいうとどう考えてるんでしょうかね。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 地域の経済対策という視点で言えば、そういった必要な対策は当然やっていくべきだなというふうに思います。ただ、そういう対策にしても、きちんと予算を組んだ上でその予算の中でやっていくと。

ただ、結果的に、この余剰金というのは全体の歳入と歳出の差し引きでございますので、これは、申しわけないですが、結果、昨年場合は5,300万ほどの余剰金ということで、例年より少ないんですね。なぜ少ないかと申し上げますと、豪雪がありましたので、それで非常に費用がかかったというようなこともございまして例年より少ないと。この5,300万に対して2分の1を超えない額を積み立てるといというのは、法で定められたといいますか、なっておりますので、それに従って2,700万の積み立てを行っているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 余れば積み立てるといということで僕はいいと思うんです。ただ、余らせるかどうかというなのが問題やと思うんですね。

例えば去年のことで言いますと、本当に豪雪で大変お金がかかったという話で、いわゆる繰越金なんかもやっぱり若干減っていると。しかし、そうやって剰余金が出てくるといことになれば、例えば、雪の対策で困られた人がたくさんいたと、そういうようなところにやっぱり使うとか、そういうことで地域に少しでも還元するということを考えるのが、そういう予算の使い方でもあるんでないかと思うんですね。必ず積み立てなあかんというわけではないんです。

言葉は悪いですけど、あり余るほど、国から地方では金余りがあり過ぎるので地方交付税を減らそうかという話まで最近は出ているということで、目的別に振り分けたということもあるわけですから、その辺、本当にきっちり考えて。僕はやっぱり地域の経済対策というのは大事なんでね、国の補正で緊急対策事業とかいろんなことで来たやつを本当に勝手に積み立ててしまうというのは僕は余りいいとは思わないんで、これまでもそういう指摘をしてきたんですが、ここはこれからの財政運営の中でも、必要以上のものについては積み立てないと、やっぱり経済対策に使うんなら、その目的に沿うように消化していくということも大事なんでないかなということを思うんで、それだけは言うておきます。

何かあれば。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） まずご理解いただきたいのは、その2分の1を下回らない額を積み立てるとするのは、地方財政法の規定に従ってやっているということではまずご理解いただきたい。

それ以外の2分の1の剰余金といいますか前年度繰越金につきましては一般財源として組み込んでおりますので、それはいろんな使い方をされていると。中には、今おっしゃるような地域経済対策にも使われているという理解もできますので、そういうご理解をお願いいたします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

河合町長。

○町長（河合永充君） これいろいろ考え方があってと思いますけど、例えば基金、今回のような大雪とか、ひょっとしたら地震があるかもしれません。そういったときのために基金を積んでおくというのは大事な。今までですと財調に全部あったんで、それを目的別の基金に振り分けました。やはりある程度、この基金とか、それはあり余る基金を積むのはいかがなものかと思いますが、基金があることによって、いざというときの行政運営がスムーズにいくと思います。

今回、一つが国保会計の基金がなくなって大変なことになっているという状況もありまして、長期的なスパンである程度基金を持っているということが、それは剰余金が余ったから積んでいるとかではなしに、やはり備えるために置いてあるという、そういったことも考えなければいけないと思いますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） やっぱり町長がそう言うと、こっちも言わなあかんようになるんですが。

実は、つい先般、大野の市議会議員選挙なんかに入ってまして見たんですが、その大型事業は、ちょっと桁が違う、道の駅だけでも33億円という話ですからどぎもを抜く。それ一つではないんですね。一緒に3つ並んで大型事業、20億円以上が続くというふうな話です。それに比べたら、本町は本当につましい、そういうやり方をしてるのかなというのは、それは健全運営という意味で評価しているんですが、大野は基金はもう8億円だそうです。

ただ、合併前には、合併してなかったらもう小さい自治体は生き残れないと、交付税はなくなるんや、出さんのやというおどしを国はしたと思うんですね。でも、そのときの水準はもう回復しているはずですよ、地方交付税は。臨時財政対策債も含めて国は保障しているわけですから、そういう意味では、僕は、怖い怖い、だから積んどかなあかと。これ典型が介護保険なんです。後から出てきますけど。

僕はその先を見越してね、現在、やっぱりみんなにどう還元するかということ考えた上で会計、3年計画の中でどうしていくかということを考えなあかんですけれども、そんなことを考えると、余り合併特例債とか合併算定がなくなる、その後どうのこうのということばかり考えているとね、僕は、地域経済の活況ということで対策として出されたいろんな補助金が使われないでいくというのは、これはやっぱり大きな問題だと思っています。そのことは十分考えてほしいと思います。そういう意味では町長とちょっと違うところです。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ、次に総合政策課関係、6ページから7ページの補足説明を求めます。
総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） それでは、総合政策課関係についてご説明いたします。

予算説明書6ページと、あわせまして議案書の10ページをお願いいたします。

予算説明書6ページの左側のプレミアム付商品券、補正額123万3,000円につきましては、消費税10%の引き上げによる地域における消費を喚起、下支えすることを目的としたプレミアム付商品券事業を行うために、対象者の抽出、案内通知あるいは申請書、引きかえ券等の印刷あるいはそれぞれ必要な事務に関する経費の一部の補正をお願いするものでございます。

事業の実施体制としまして、商品券販売及び利用可能店舗等の募集に関する事務につきましては商工観光課、購入対象となる低所得者、子育て世帯に関する事務につきましては福祉保健課、子育て支援課それぞれ、また各課の連絡調整ということで総合政策課ということで、今回、歳入歳出予算を計上させていただいたところでございます。

歳入につきましては、特定財源としまして、全額国庫補助金を計上しております。また、議案書の10ページの繰越明許費でございますけれども、補正額123万3,000円につきましては、国の2次補正予算にて1月下旬に当該事業に係る事務費の一部ということで示されたものでございまして、年度内の完成が困難となったため、全額繰り越しをさせていただきたいということでございます。

6ページ右側の情報推進事務諸経費、補正額2,652万円の減額につきましては、福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金の減額及びケーブルテレビ自主放送番組関連の減額によるものです。

内訳としまして、ケーブルテレビの行政チャンネルについて、番組制作に係る外部委託料の精算見込みに伴う行政チャンネル番組制作業務委託料としまして300万円を減額するものです。また、自主放送番組に係る送出設備等について、耐用年数超過に伴いまして関連する設備について、福井ケーブルテレビが調達した設備を使用することとしておりましたが、その使用料の発生が平成31年度からとなったため、行政チャンネル自主放送送出設備等使用料として502万7,000円を減額するものでございます。

福井坂井地区広域市町村圏事務組合の事務費負担金及び電算共同利用負担金におきましては、職員給与や手当等の事務費関係で211万3,000円の減額、システム改修関連の経費の精算に伴います減額としまして1,638万円の減額、合計しまして、町負担金としまして1,849万3,000円を減額するものでございます。

7ページをお願いいたします。

左側の永平寺町住まいる定住応援事業、補正額301万1,000円の増額につきましては、計画助成件数を超える追加申請がありまして、今後の申請見込みを含め、事業補助金の増額をお願いするものでございます。

当初予算額700万に対し、平成30年12月末の時点で助成件数が25件、助成額合計が684万円でございます。1月以降に新たに補助申請したいという件数が4件ございまして、さらに過去の助成実績から3月末までの申請見込み件

数を9件とし、合計13件の助成件数見込みに対しまして301万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、総合政策課の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

1番、松川君。

○1番（松川正樹君） プレミアム付商品券事業についてお尋ねをいたします。

私、個人的にはこんな政策には、国が相も変わらず上から目線の、何やこれ、買えば何千円か得するんやって、それは住民は喜んで並びますけれども、ありがたがらせてさせるというのをいつまでやるのかなって思ってたら、またしても出てきました。そうやけれども、こんなの永平寺町には拒否権はないんでやらざるを得ないんですけれども、やらなあかんのですけれども。

これ一体どこでやるんですか。商工会でやるんですか、役場でやるんですか。

いつごろやるんですか、これ。ちょっと細かいことがわかったら教えてください。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） プレミアム付商品券事業につきましては、低所得者、子育て世代への消費税アップに伴います下支えということで実施するわけですが、今後、先ほども申しました実施体制の中でいろいろ協議させていただきながら、実際に運用する時点での取り組みとかどういうふうにやっていくかということ、今後、関係課あわせて調整をしていくということでございます。その連絡調整として総合政策課が窓口という形というか、をとらせていただくという形で、今回、予算を持たせていただきました。

一応、国の指針では10月をめどに販売をするというような目標になっておりますが、要綱では町村で決めることができるというふうになってはいますが、消費税のアップが10月ですから、その時期に合わせてやるというのが通常かなとは思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私もプレミアム商品券です。前回のときは、まあまあ今回は低所得者対策とかというんですが、全然、低所得者対策にはなってなかったように私は思っているんですね。いわゆる力のある者、金のある者が買い占めてしま

ってみんなに広がらない。そういうのを生かした、今度は設計になるんでしょうか。内容、設計になるんでしょうか。そこだけは確認したいですね。

前例を見ると、商工会に任せてはだめやと思います。行政がきちっと、本当に低所得者に対してどうしていくかという施策を持たない限りだめだと思います。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 今回の事業の目的としまして、対象者が住民税非課税の方とゼロ歳から2歳の子育て世帯が対象ということで対象者が明確になっているということです。我々としては、その対象者の方に商品券を購入していただくというふうな事務を、国から委託といいますか請け負うわけですから、それをスムーズに対象者の方に周知し、販売し、使っていただくということが目的でございますので、そのどのいったところに任せるとかいろんなことにつきましては運用の中で我々、その担当課が集まって十分協議させていただきたいと思っております。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 前回も上限金額は決められていたんですけど、どうも守られていなかったという話を聞いています。そんなことでいろいろ苦情が出たと。高齢者の方が行けばなかなかそうはなっていなかったということなんで、その辺は国の一つの方向性が示されているんですから、そこはそこでしてほしいのと。

僕は、これに対して、町としてどういう方向性を持つのか。例えば、いわゆる低所得者といいますけど、低所得者にはいろいろあるわけですね。それは町ではいろいろ見えるわけですね。本当につましい生活をしている母子家庭とか片親家庭とかというのものもあるわけで、子育て世帯で大変な状況になっているとかそういうようなところに町がプラスして何かをやるのかということも含めて何か考えているのかどうか。そういう内容設計を聞きたいんです。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 国の要綱で申し上げますと、住民税非課税者の課税基準日、2019年1月1日を基準としまして、住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族、生活保護被保護者等は除くというような要綱がございます。

あと、子育て世帯につきましては、6月1日を基準日として3歳未満の子が属する世帯の世帯主ということで、子どもの数が対象になるということでございます。

あと、購入限度額につきましても、販売額2万円につきましてプレミアムを20%ということで、5,000円のプレミアムをつけて2万5,000円の商品券ということが一応国からの要綱になっております。それを全額、国庫補助で賄うという形でございます、現時点では町のさらなる上乘せというものは計画はしておりません。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） いわゆる消費税10%になってのいろんな優遇措置というんですかね、軽減といますかね、見てみると、どうも高齢者とか特に中小の商店には恩恵のない内容、みんなカード決済でないとだめやとかということですから、それはもう目に見えているんですね。だから何のための負担軽減策かということは問われるわけです。だから、ある意味、これぐらいしか恩恵のあるところはなくなってしまうんですね。そんな状況を地方で見ると、地方へ行けば行くほどカードに縁のない人たちは多いわけですから、そこはやっぱり自治体としても独自にいろいろ考えることも必要なんではないかなと思ってます。ぜひまたそんなことも含めて考えていただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 消費税増税に対する対策につきましては国のほうも、一般質問にもあったかと思いますが、軽減税率でありますとか住宅ローンへの対策あるいは自動車税の対策、すまい給付金とか、そういったいろんな対策があります。その中の各自治体が担う分としましてプレミアム付商品券事業というものをやっていくということでございますので、その対象者は当然決まっておりますけれども、消費税対策としましては、国のほうはそういったいろんな対策をとるということで我々も認識しております。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 同じくプレミアム付商品券事業の件ですけれども、今回、事前の準備の費用として出てきているわけですが、これ以外にこの事業をやっていく上で費用が発生するんですか。この点、確認しておきます。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 今回、その事務手続に係る一部として捉えております。この商品券事業につきまして、例えばシステムの改修ですとか、当然その商品券の事業費そのものも、今後、新年度に入って補正という形で国からその額が

示されれば補正をさせていただくという形になるかと思います。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） また追加して、特にシステム関係の運用上でまた費用が発生するということが可能性がある。はい。いろいろと運用面でいろんな課題があると思いますので、そこら辺もしっかりと計上しなきゃいけないんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ちょっと教えていただきたいのと、どんなかというのを確認したいんですが、同じようなプレミアムのところなんですけれども。

今ほど同僚議員のほうからも、母子家庭であるとか、その対象者はゼロ歳から2歳までの子どもがと言っていましたっけね、たしか。でも現実的に、変な話じゃないですけど、小さい子どもを持っていてもそれなりに裕福なところもあれば、母子家庭なんかで、例えば2歳を超えて3歳でその対象が外れてるんだけど大変困っている方もいらっしゃる。そういう方々の中ではちょっと不公平感とか、例えば、そこまで2歳やったのが、これが始まったらちょうど3歳になったからあたらないと、そういうふうな形で不公平感が結構出てくるんじゃないかなという気もするんですよね。それは仕方ないということがあるかもしれませんが、そこらあたりの町の考えであるとか。

また、2万円という一つの上限がどこまであるのかということと、その使い勝手のところやね。例えば、商品券が2万円のところが少し小口で使えるんかどうかとか、そういうふうな制度体制になるのかとか。例えば老人ひとり家庭なんかやと、1回に使う量なんかはそれほど大きくないわけですね。ですから、そういうのはどういうふうに対応をしていくのか。例えば、それは町独自でそういう対応が業者さんとの関係でできるのか。そういうようなところも含めてちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） いろいろな考え方は当然あると思いますけれども、我々としては、やはり国の要綱に沿って、その基準というものがございまして、3歳未満の方での所得云々というよりも、その基準日時点での3歳未満の子どもの数が何人おられるかといった国の要綱に沿って事務を進めていきたいというふうに思っておりますし。

2万円のその使い方につきましては、一括して2万円の商品券ではなくて、議員おっしゃったように、例えば500円券を何枚つづりにするとか……。

○2番（上田 誠君） ここでできる？ 町でできる？

○総合政策課長（平林竜一君） はい。町のほうで、先ほども申しました実施体制の中で十分、使い勝手のいいように検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） ゼロ歳から2歳の子育てのご質問もありましたが、今、プレミアム商品券だけに目が当たっている感じがしますが、消費税増税に関しては、例えば幼児教育無償化というような施策もあります。増税に関してはその全体的な中での施策の一環であって、一方では幼児教育無償化の施策もあります。それは3歳児からですけれども、無償化になると、10月になるということもあります。

それと、補足ですが、ひとり親家庭につきましても、昨年度からひとり親家庭に対して助成も町を通してしていますし、そういう面では、これだけじゃなくていろんな角度から支援をされているというところもひとつ見てほしいなというふうに思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） 先ほどの総合政策課長の券の発行のことで補足をさせていただきますけれども、今までは1,000円券を何枚かというふうな形だったと思います。今回に限っては1,000円でもいいし500円でもいいし、自治体で考えなさいというふうな指示といいますか、国からの案でございます。

また、上限、1人に対して2万円で2万5,000円と言ってますけれども、一セットは4,000円で5,000円分がもらえるという形のものを5セットまでというんですか、というふうな形になっております。ですから、1回で、町の制度として何回買いに行けるというふうなことはまだ決めてはおりませんが、複数回に分けて、低所得者ですと1回に2万円払えないという場合もありますので、期限内であれば何回かに分けて買うということも出ておりますので、そういうふうなことで検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ぜひそうしていただきたい。前のときも、たしかそんなん

一括で実際払えない、そんなもん何万も一遍に出せないよというのが当然ありましたので、ぜひそこらあたりは町の独自でいろんな形で対応いただきたいと思えます。そっちのほうの意見もあるんですが、でも結構不公平感がそこらあたりが出る可能性もありますので、そこらあたりは対応をお願いしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） もう一つつけ加えさせていただきますけれども、前回は町全体でどんだけというふうな形で、先着順みたいな形で並ばれたと思えます。今回はあくまでも対象の方には、その5セットというか2万円ですか、が枠として決まっているというか、必ず買うことが、交換することができるということですから、慌てなくても、並ばなくてもいいということになりますので、それだけのご理解お願いいたします。もちろんそれを利用しないというか、買わないということもできますので、選択はできますので。

それから、対象となる店舗ですけれども、今のところは、また商工会のほうに募集というんですか、公募みたいな形でしていきたいと思えますけれども、あくまでも町内の店舗をというふうな形で思っておりますし、また、前回、例えばチェーン店であるとかそういうのは使えないとかというふうなところもありましたけれども、今回はそういうことはないような形でやってほしいという国からの依頼といいますか、なっておりますので、一部大型スーパーに流れるという懸念はございますけれども、目的の一つが、消費税アップの消費の減退することに関してもありますけれども、やっぱり低所得者であるとか子育て世帯といいますか、そういうところへの支援という意味も強いわけですから、そういうことで余り店舗を限定するということは基本的にはないという考え方でございます。とにかく今は商工会にお任せはしますけれども、対象としてはそういうことだということでございます。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 1点は行政チャンネルのことですけれども、平成30年度、こしの国が終わってケーブルテレビに委託した初年度ということで、これ制作委託料が減額になった。すなわち行政として発信する量が、当初こんだだけやったのが逆に少なくなったというところの中で、これ、こしの国から移行した、ある意味デメリットの部分じゃないかなというふうに普通考えてしまうんですが、そんなことはないんでしょうかということと。あと、放送送出設備が今年度なくなっ

たという理由が加えてなかったのでお聞きしたい。この500万の減額というのは31年度から毎年度かかってくるのでしょうか。

それから、住まいる定住応援事業ですけれども、これも補助要綱が変わって初年度ですよ。全部で、見込みも入れますと38件の対象件数があるということですが、ぜひ中身の内訳を少しお伝えいただけたらと思います。地区別とか、あるいはいろんな要綱に沿って、こういうのが何件とかというのがありましたらお願いいたしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） まず、業務委託の減額でございますけれども、これは当初、専属の町の職員のスタッフというかカメラマンと外部へ委託するカメラマンと、臨時の場合にその2人の撮影と編集のスタッフ以外に、行事が重なったり繁忙期が当然出てくるだろうということで臨時のカメラマンとかりポーターというのを見ていたわけです。初年度ということでどういった、例えばこれから卒業式とか入学式が重なりますから、そういったときに2人で回せるのかということもありますので、それ以外のいろんな事業を繁忙期の対応として計画していたわけですが、当然、番組の内容そのものは従来と変わらずやっておりますけれども、やりくりの中でそういったことがこしは少なくて済んだと。多分、来年度以降も、初年度ですからどういうことがあるかわからないので今まで見ていましたけれども、来年度以降は、こし、30年度見た分まで見なくても臨時の分はある程度減らして対応できるだろうという見込みをしております。

送出設備につきましては、こしの国を解散する事前の協議の中で、自主放送というのは福井市はやらないということで永平寺町だけがやるという中で、その自主放送の設備が既に耐用年数を超過しておりまして更新が必要だということで、その中で、自前で設備を更新するのかどうかという議論の中で、やはり今後ずっと自主放送をやっていく中で自前で設備を保有して、あとその維持管理、メンテナンス等も含めてということになるとかなりやっぱり負担も大きくなっていくということになりますので、福井ケーブルテレビのほうにその設備を調達していただいて、それを使用料としてこちらがかわせていただくというふうな方向性を出して30年度に予算を持ちました。

ただ、年度当初から福井ケーブルテレビとの打ち合わせの中で、その更新する設備だけを取りかえるのではなくて、それに関連するいろんな相性といいますか信号がどういうふうに伝わるかといったことで、それ以外の設備なんかもやはり

調査、点検する必要があるとか、設計そのものにちょっと時間がかかるとかという
ことで、30年度にその調達を素早くやる予定だったものが、どうしてもそう
いった調整とか調査で時間がかかって、30年度内には調達するんですけども
支払いそのものは翌年度以降になるといったことで、今回減額させていただいた
と。ただ、31年度からはその設備を調達できますので、こういった500万近
いお金、使用料というのは今後ずっと発生するということになります。

あと、住まいる定住応援事業の中、2月1日現在で言いますと、先ほどの25
件の実績と、既に申請待ちの4件、それにまたプラス2月1日に出てきていまし
て、33件の見込みというものがございますけれども、その内訳としまして、転
入が18世帯、転居が15世帯。その転入の内訳としまして、松岡地区が14世
帯、永平寺地区が3世帯、上志比地区が1世帯で、人口で申し上げますと、転入
が55名、転居が47名。転入の内訳を申し上げますと、松岡地区が42名、永
平寺地区が7名、上志比地区が6名でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ、暫時休憩いたします。

（午前10時19分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、住民生活課関係、7ページから9ページの補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） それでは、住民生活課の説明をさせていただきます。

説明書の7ページをお願いいたします。

右側、国保会計繰出金1,280万9,000円につきましては、保険基盤安
定負担金の額の確定に伴いまして保険基盤安定繰出金1,397万1,000円
の増、及び広域圏負担金の額の確定に伴う事務費繰出金116万2,000円の
減をお願いするものでございます。

なお、保険基盤安定事業軽減分の負担割合につきましては、資料に書かれてま
すとおり、県が4分の3、町が4分の1、支援分につきましては、国が2分の1、
県が4分の1、町が4分の1となっており、それぞれ負担相当分額を歳入に計上
しております。

8ページをお願いいたします。

左側、後期高齢者広域連合事業335万9,000円につきましては、広域連合より提示のございました医療給付費の平成30年度不足見込み額276万8,000円及び平成29年度精算不足額59万1,000円をお願いするものでございます。なお、後期高齢者医療・療養給付費につきましては、12分の1相当額が市町の負担となっております。

右側、後期高齢者医療特別会計繰出金28万3,000円につきましては、保険基盤安定負担金の額の確定に伴う繰出金40万9,000円の増及び広域圏負担金の額の確定に伴います事務費繰出金12万6,000円の減をお願いするものでございます。なお、基盤安定の軽減分につきましては、県が4分の3、町が4分の1で、負担相当額を歳入に計上しております。

9ページをお願いいたします。

左側、福井坂井広域市町村圏事務組合負担金561万3,000円の減につきましては、広域圏負担金の額の確定に伴うものでございます。

以上、住民生活課所管の補正予算の説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） なければ次に、福祉保健課関係、9ページから12ページの補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 福祉保健課関係の説明をいたします。

まず、繰越明許について説明いたします。

議案書の10ページをお願いいたします。

町立診療所の整備事業につきまして、年度内の完成が見込めなくなりました。予算額1億6,893万7,000円のうち1億3,459万5,000円を繰り越すものです。繰越額の内訳としまして、役務費3万円、委託料が79万8,000円、工事請負費1億357万4,000円、備品購入費3,019万3,000円です。

続いて、歳出を説明いたします。

予算説明書の9ページをお願いいたします。

右側、障害者自立支援事業の1,116万6,000円の増額につきましては、平成29年度事業費の精算により自立支援給付費国庫負担金の剰余金977万3,000円及び障害者医療費国庫負担金の剰余金139万3,000円が発生しましたので、返還するために予算化するものでございます。

10ページをお願いいたします。

左側、地域生活支援事業の1万1,000円の増額、それから右側の障害児支援事業36万6,000円の増額についても29年度事業の精算により返還金が生じたため予算化するものです。

11ページ左側の介護保険会計繰出金379万9,000円の増額については、介護給付費の増額補正に伴い、町負担分を補正するものです。

右側の元気長生き健康づくり推進事業132万8,000円の増額につきましては、がん検診の受診者に増加が見込まれるため補正するものです。

12ページ左側をお願いいたします。

保健センター施設管理諸経費31万5,000円の増額は、電気料金に不足が見込まれますので補正します。それから、不安定な運転となっている空調機の冷温水ポンプについて取りかえ修繕を行いますので、係る需用費について補正をお願いするものです。

以上、福祉保健課関係の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 済みません。ちょっと聞き逃したんで、申しわけありません。町立診療所の内訳、ちょっと速かったんで繰越明許のやつをもうちょっとお知らせください。

それと、もう一つ。11ページのがん検診で1.8%の増の見込みということで、これもがん検診の勧奨とかいろんな形でやっていると思うんですが、どういんですか、目標に対してどうやったかというのもちょっとあつたら、もしもわかつたらお知らせください。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 繰り越しの内訳を申し上げます。役務費が3万円、委託料が79万8,000円、工事請負費が1億357万4,000円、備品購入費が3,019万3,000円です。

それから、がん検診の目標に対してどうだったかというところにつきましては、済みません、ちょっと詳細な数字を今持ち合わせておりません。改めてお伝えいたします。

○議長（江守 勲君） ほか質疑ありませんか。

なければ次に、子育て支援課関係、12ページから13ページの補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） それでは、子育て支援課関係の3月補正についてよろしくお願いをします。

まず、繰越事業についてご説明申し上げます。

議案書の10ページをお願いします。

款、民生費、項、児童福祉費で幼稚園・幼稚園施設再編検討事業296万6,000円を翌年度に繰り越しをお願いしたいと思います。この繰り越しにつきましては、検討委員会の策定支援委託業務の部分の繰り越しでございまして、理由としましては、検討委員会、当初、年5回の開催予定で進めてまいりましたが、委員会を推進している上、もう1回ふやしたいという、第6回になったということがありまして、その最終を3月に行う、そして答申が3月末になる予定ということで、その委託業務自体の年度内完了が困難となったということが繰り越しの理由でございまして。

続きまして、補正予算書12ページをお願いします。

右側の保育園運営諸経費において負担金、補助及び交付金で253万3,000円の補正をお願いするものでございまして。この補正につきましては、広域入所の負担金の補正でございまして。今年度、9人の児童が広域入所として福井市及び大野市の保育園、認定こども園に入所していたことによる負担金でございまして。

その広域入所の理由としましては、年度途中で永平寺町のほうに転入してきた世帯の児童が年度末まで、その在園している園で保育を受けたいということが主な理由でございまして。その子どもたちにつきましては、平成31年度は永平寺町の保育園のほうに入園をしていただくということになっております。

13ページをお願いします。

左側、すみずみ子育てサポート事業ですが、委託料として12万6,000円の補正をお願いするものでございまして。子育て世帯の生活支援、短時間保育の需要増が見込まれるものでございまして。

次に、歳入でございますが、説明書3ページをお願いしたいと思います。

中段の子育て支援課の欄でございますが、分担金、負担金におきまして156万8,000円の補正をお願いするものでございます。広域入所により他市町から4人の児童を町内の幼稚園に受け入れたことにより、その委託されている市町から永平寺町に対する負担金を計上させていただいております。

次に、国庫支出金及びその下の県支出金の子どものための教育・保育給付費分の補助金でございますが、これは永平寺町の子どもが他の市町の広域入所をしていることによりまして民間の保育園、こども園に入園をしている子どもに対しましての国、県の補助金でございます。

以上、子育て支援課の説明とさせていただきます。よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、農林課関係、13ページから16ページの補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） それでは、農林課の補正予算の説明をさせていただきます。

農林課につきましては2,649万8,000円の減額ということで、8事業全て年度末に来まして、額の確定並びに確定見込みということで減額させていただいております。

それでは、13ページ右側をお願いいたします。

有害鳥獣対策事業、補正額が200万6,000円の減でございますが、これについては有害鳥獣の駆除報償費でございます。昨年の大雪の影響だと思われませんが、主にイノシシの頭数が、毎年350頭前後とれておりましたが、今年度165頭と非常に少なかったために、その分を減額補正するものでございます。

続きまして、14ページ左側をお願いいたします。

農業振興事務諸経費、補正額153万2,000円の減でございます。これはレンゲ米学校給食推進事業負担金でございますが、当初、レンゲ米の一等米、これを150俵予定しておりましたが、一等米が25俵しかなかったということで提供できませんでした。その関係で、レンゲ米のコシヒカリと一般のコシヒカリの差額負担分、この負担金を減額するものでございます。

続きまして、14ページ右側をお願いいたします。

米需給調整円滑化推進事業、補正額746万3,000円の減でございます。これは水田農業構造改革補助金いわゆる転作補助金でございますが、これも昨年の台風、水害等により不作の影響がありました。主に周年作付補助金のソバ、それから出荷数量補助金のタマネギ、それから出荷数量補助金のピクニックコーンでございますが、これについては当初26万粒予定しておりましたが、これアメリカでつくられておりますが、アメリカのほうも不作だったということで6万粒しか来なかったということで出荷数量の減につながりまして、その分を減額補正しているものでございます。

続きまして、15ページ左側をお願いいたします。

担い手育成事業、補正額478万8,000円の減でございます。

これは2つございまして、まず1点目が多面的機能支払交付金。これは国の予算調製によって、主に長寿命化分でございますが、100%から89%に下がったということで減額補正してございます。

それから、園芸産地総合支援事業補助金。これは、昨年の台風によって2件のパイプハウスの要望がございましたが、1件については入札差金、あと1件については高齢により意欲低下ということで辞退されております。その分を減額しております。

右側をお願いいたします。

農地中間管理事業、補正額210万円の減でございます。これは農地集積協力金、いわゆる農地中間管理機構を通して農地の集積をした場合にこの協力金が交付されるわけなんです。当初予定していた集落において話し合いがちょっとまとまらずに9ヘクタールほど落ちたということで減額補正をしております。

16ページ左側をお願いいたします。

中山間地域総合整備事業、補正額500万円の減でございます。これは当初、県営中山間地域総合整備事業の工事1億5,333万3,000円、この町負担が15%で2,300万円の予算計上をしておりましたが、工事分の額が確定しまして1億2,000万となったために町負担が1,800万ということになります。その差額分500万を減額するものでございます。

続きまして、右側をお願いいたします。

林道災害復旧費、補正額360万9,000円の減でございます。これは当初、大仏線の工事でしたが、査定結果によって欠格となったために600万残ったんですが、さらに平成29年の災害復旧工事、これ林道山王本線でございます。

ますが、この附帯工事がございましたので、これを差し引いた分を、今回、減額補正するものでございます。

続きまして、繰越明許費の説明をさせていただきます。

議案書の10ページをお願いいたします。

6、農林水産業費、1、農業費でございますが、まず九頭竜川下流地区地域用水機能増進事業93万3,000円でございますが、これは九頭竜川鳴鹿土地改良区の工事、これ372万9,920円、これの本町負担分が25%で93万2,408円になります。それから、中山間地域総合整備事業855万円でございますが、これも県営中山間地域総合整備事業の工事5,700万円の負担分15%、855万円になりますが、いずれも年度内の完成が見込めないということでございまして、その分を翌年度に繰り越すものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 3点あります。

13ページの有害鳥獣対策ですが、これイノシシは書いてあるんですが、鹿はどうなっているのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

14ページの左側のレンゲ米の一等米が25俵しか確保できなかったというんですが、レンゲ米のコシヒカリの作付面積はどれだけでしたか。

その右側。これは一般質問でも出てましたけれども、ピクニックコーンの種が確保できない、アメリカでつくっていると言うんですが、現実的には、種子法がなくなると種子が商社がつくったりして安くなるというんですけど、種子戦略というのはそういうのではなしに、その種子の利益を一部のところが独占するというので、そういうことを国に迫っていた。これはたしかアメリカとのいろんな交渉の中にもあるんじゃないかと思うんですね。だからそれによって、例えばモンサントとかデュポンとかああいう大きな農薬会社が種子をつくってますから、そういうところがもうかるようになるから種子を、福井県なんかでいうと、少なくとも主食用の種子については守るような条例をつくらうということで今進めているようです。こういうふうな問題も含めて、現実的に見えるところについてはどう考えているのか。一般質問、たしか種子が安くなる可能性もあると言われたんで、それはうそですということだけ言っときますけど。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） まず、有害鳥獣の鹿でございますが、鹿については昨年は19頭ぐらいだったと思うんですが、30年度に入りまして、鹿につきましては年間を通じて捕獲できるということからふえてきております。今、34頭だったかなと思います。

それから、レンゲ米の作付面積でございますが、大体630アールぐらいでございます。俵数にしますと大体580俵ぐらいかと思えます。

それから、ピクニックの種でございますが、先ほども言いましたとおり、これはアメリカでつくられております。アメリカといいますと主に飼料用のトウモロコシをつくっております。ピクニックコーンは、日本でいいますと地域的に取り扱っているのは永平寺町だけでございまして、あと個人で種を仕入れているというようなところでございます。そういう関係かどうかわかりませんが、非常にピクニックコーンは数量的には少ないということでございます。種もさっき言いました飼料用のトウモロコシが主でございまして、ピクニックコーンについては量が少ないということでその地域も転々とかわるらしくて、かわった土地柄がちょっと合わなかったのか、うまくピクニックコーンの収穫ができないというふう聞いております。

先ほど金元さんおっしゃったように、種子法が廃止されますとこういった状況に陥る可能性もあるということから、県においても条例で制定しているということでございますので、それは主要穀物しかございませんが、このピクニックコーンはいい例かなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 実は鹿ですが、私なんかもまだ報告していないのもありますから、ことし50頭ぐらいになるんでないかという話もあります。僕が言いたいのは、鹿については今、対策を本当に本格的に練っておかないと。たしか県は、鹿の駆除頭数目標が1万頭です、1年間に。駆除頭数目標ですよ。嶺南に2万頭、嶺北に1万頭というのが二、三年前の生息数ですわ。ところが嶺北は今、一気にふえてまして、ここ何年か20頭ぐらいでずっと推移してきたと思うんです。ここ3年か4年。ところがことし一気にふえているというのは、イノシシがいるいないの問題ではなしに、鹿の絶対数がふえてると。そのことを考えると、やっぱり一気に何らかの対策を講じていかないと本当に大変になる。皆さん、林道へち

よっと入っていただくと、余り入らんとするんですが、林道をちょっと走っていただくとね、山のいろんな土のところが、見通しがきくようになってる。遠くまで。だからそういうことを考えると、本当に一気の行政の対策、対応をお願いしたいと思います。

2つ目は、レンゲ米ですが、6町3反（6.3ヘクタール）の作付で500俵とれるというのは、それはどう考えてもレンゲ米やったら350俵ぐらいでしょう。6俵ぐらい。8俵というのは無理やと思うんですね。

それは甘いんですけど、どうしてそこで一等米がとれなかったのかということもあると思うんですね。種子法の問題じゃないですけど、種の確保でも、福井県や大野でコシヒカリの種なんかはほぼつくってますけど、種がそろわないことがあり得るということですね。植物の種というのは適地、場所が変わると発芽率が極端に落ちるとか芽が出ないとかということが、豆なんかでいうと、一定の豆というのはできるんですが、それが小さくなってしまったり大きくなってしまったりということも出てくるというのが農作物なんですね。穀物。そこらを含めて、やっぱりきちっとした対応をしようと思うと、今度は一般コシヒカりに切りかえるということですが、ただ、レンゲ米のコシヒカリをつくっている人たちにはどう対処、対応をするのかということも一定考えておかないと、つくったわ、今度は学校給食では使ってくれないというのでは困るんですね、そこは農協で出せばそれで済むということになるのかも知らんですが、なかなか大変なこともあるので。

特に有機米というのは、きれいな、つやつやのいい特Aの米がとれるとは限りません。大体品質が、見ばえが余りよくないというのが多いと言われてますから、もしそういうのを学校給食とか公で取り入れるとすれば、そこらも見越してきちっと対応しないと、やっぱりつくっている人たちは大変になるということも言っておきます。

そんなんで、何か答弁あればお願いします。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 有害鳥獣の鹿対策につきましては、やはり鳥獣害対策協議会の会長も副会長も議員さんがしていらっしゃるということでもありますので、そこを中心に、協議会を中心にまた進めていきたいと思っております。

それから、レンゲ米でございますが、先ほど580俵と言ったのは、いちほまれで380俵、それからコシヒカリで200俵ほどとれているということござ

います。

このレンゲ米についてはそもそも、児童や生徒の安全、安心な食の提供とか食育、地産地消、それからレンゲ米のブランド化を目的としてやっておりましたが、レンゲ米も大分浸透しましてブランド化が定着したということから販路が確立したということでございます。その関係で、当初400俵から段階的に250俵、200俵、今回150俵だったんですが、来年度からゼロにするつもりでいました。ただ、しかし、学校給食についても一等米しかだめだということだったらしくて、25俵しかないということで、前倒しでゼロというふうにさせていただきました。

一等米かどうかという話ですが、これについては、JAさんを中心に農家の方と協議しながら、より優良な米が作付できるように進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

河合町長。

○町長（河合永充君） このレンゲ米につきましては、4年前から学校給食で扱っている中で、実は当時、ほぼ生産されたレンゲ米が全て学校給食でというので、これはやはり市場に出して農業の振興にもしなければいけないだろうということで、計画的に、ことしはこんだけ、ことしはこんだけ、去年度はこんだけということで市場に出してくださいと、子どもたちには永平寺町のコシヒカリを食べてもらおうということで、そういうふうにずっと進めてきました。

その間、永平寺町のレンゲ米をいちほまれでつくるとかということで、どんどんどんどん市場に永平寺町の米が出ていくようになりまして、当初の目的のレンゲ米の普及とか農家の育成、そういったことは達成されてきたのかな。どんどんどんどん、このいちほまれもテレビ番組とかで永平寺町が取り上げられたりしてまして、またそういった農家の皆さんの生産意欲の向上になっていけばいいなというふうに思っまして、レンゲ米が少なくなっていったのは、これ計画的にJAさんとお話ししながら少なくなってきて、いよいよ来年はゼロになるということです。

一等米が市場にどんどん出てますので、給食分の一等米が少なくなった、入ってこなかったということも一つの今回の減額の理由になります。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 一つだけ、ちょっと私も勉強不足で教えてほしいんですけども、今、ピクニックコーンが不作で入ってこない状況になってくるのかなと思うんですけど、去年、たしかドルチェというスイートコーンがあったと思うんですけども、これに関しては今後も大丈夫なんでしょうか。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 実は、ピクニックコーンの種が足りないということでドルチェドオーロというやつも昨年作付しました。しかし、このドルチェドオーロもあと1年しかないと、もう生産中止だということを聞いておりまして、JAさんとその生産組合さんの中で、今後、永平寺のスイートコーンの中でどういったものを作付するかということを協議していただいている最中でございます。でも、ピクニックコーンも今回はゼロですが、また復活する可能性もあるので、そこも含めながらまた話しされるということでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 一つつけ加えておきます。

ピクニックコーンというのは登録商標でございまして、今後、品種の違うものをつくってもピクニックコーンというのはうたえないので、永平寺町のスイートコーンという形で今後進めていくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、商工課関係、17ページの補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） それでは、商工課関係につきましてご説明をさせていただきます。

17ページ左側をごらんください。

商工振興事業補助600万円の減額につきましては、商店街等活性化推進事業について、申請を予定していた事業者が申請する見込みがなくなったことにより減額するものでございます。

以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 申しわけないですけど、内容がわかりません。もう少し、きのうの一般質問で少し出てきたようには思うんですが、できたらそういうのは、ある意味こういうのは深刻な問題にもつながる可能性があるのですね、少し内容とか、名前まで言ってという話もありますけど、僕はできるだけわかりやすい説明をしていただいたほうがいいと思います。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） 具体的に申し上げますと、もともとは共同店舗であるとか商店街——永平寺町にはこの事業に該当する商店街はないんですけれども——の発展といいますか、そういうふうな形を願うための補助金でございまして、そもそも共同店舗でいいますと、高齢者等の買い物促進のための施設、設備整備及びソフト事業に充てられるものというふうなことでございまして、バリアフリーであるとかトイレの改修であるとか、具体的に言うとなんかそういうふうなものでございまして。

県がつくった制度でございましたけれども、それに申請をしたいというふうなことで、制度でいいますと、実質の負担額ですけれども、補助率が、町が3分の1、県が3分の1という形になります。そのうちの県から町が3分の1分いただきますので、町は3分の2分を予算計上をしていました。当該の事業者がこれに手を挙げたいというふうなことで当初予算にて計上をいたしましたけれども、昨日等の一般質問にもありましたように、当該のスーパーの撤退等によりまして、こういう改修といいますか、がちよっとできなくなったということで見送るといふふうなことで、今回、減額をするものでございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ、次に建設課関係、17ページから20ページの補足説明を求めます。
建設課長。

○建設課長（多田和憲君） それでは、建設課所管の予算につきまして補足説明いたします。

17ページ右側の住宅支援事業、マイナス910万円でございます。住宅関連の各種補助事業につきまして、実績に応じて減額補正を行うものです。

まず、子育て世帯と移住者への住まい支援事業補助金ですけれども、当初予算で購入、リフォームそれぞれ1戸ずつを見込んでおりましたが、どちらも申請が

なかったため、それぞれ50万円ずつの計100万円を減額するものでございます。次の多世帯同居・近居住まい推進事業補助金ですけれども、これにつきましても当初予算で見込んだ戸数に満たなかったため、中古物件の購入で1戸分の50万、新築も1戸分の30万、既存住宅リフォームも1戸分の90万、計170万円を減額するものでございます。次の木造住宅耐震化等改修促進事業補助金につきましても、一般住宅全体改修で2戸分の200万、部分改修で2戸分の100万、古民家改修で2戸分の340万円、計640万円を減額するものでございます。いずれの事業につきましても、引き続きホームページ、広報紙などの周知、防災・防犯講座での制度の紹介、戸別訪問による耐震化促進などなどによって利用者の増加を図っていきたいと思っております。

おめくりいただきまして、18ページ左側の除雪事業でございます。

国に要望しておりました社会資本整備総合交付金1,066万6,000円を財源として当初予算に計上しておりましたが、交付決定額が679万8,000円となったため、差額の386万8,000円を一般財源に組み替えるものでございます。

右側の社会資本整備総合交付金でございます。これにつきましては、永平寺インター線測量設計業務委託料に640万円の入札差金が生じたため、これを舗装補修工事に充てることといたしました。また、それと同時に、交付金の決定額と当初予算の差額による全体事業費の減額につきまして、これは大月藤巻線と舗装補修とこの2本で調整するというようにさせていただきました。

次に、19ページ左側の永平寺ダム維持管理諸経費でございます。

永平寺ダムで実施されております長寿命化のための改修事業に伴う負担金182万5,000円を増額補正するものでございます。今年度の改修内容は、ゲート操作盤、超音波流量計の更新及び無線のデジタル化などで、事業費としては7,932万5,000円となっております。

同じく19ページ右側の急傾斜地崩壊対策事業でございます。

当初予算3,579万3,000円で3件分の施工を予定しておりましたけれども、うち2件分を来年度に施工することといたしましたので2,529万3,000円を減額するものです。

おめくりいただきまして、20ページ左側の松岡公園維持管理諸経費でございます。

国に要望しておりました社会資本整備総合交付金1,300万円を財源として

当初予算に計上しておりましたけれども、交付決定額が800万円というふうになったため、差額の500万円につきまして一般財源に組み替えるものでございます。

右側の住宅管理事務諸経費でございます。

諏訪間団地の改修につきまして、当初予算額3,240万円に対し精算見込み額が3,040万円となりましたので、差額の200万円を減額するものでございます。

続きまして、繰越明許のほうのご説明をさせていただきます。

議案書10ページをごらんください。

土木費のほうで、道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業で4,899万9,000円、一般道路改良事業で315万5,000円、町営住宅改修事業で162万7,000円を繰り越しとさせていただきます。

まず、道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業につきましては、永平寺インター線の用地測量の業務委託で1,000万及び町道大月藤巻線の歩道整備工事で3,899万9,000円につきまして、年度内の完成が見込めなくなったものでございます。

一般道路改良事業315万5,000円につきましては、浄法寺橋北詰の待避所設置に係る業務委託、これに212万7,000円、及び中島地区の町道拡幅工事に伴う分筆業務及び地図の地積更正の業務で102万8,000円で、計315万5,000円の年度内完了が見込めなくなったものでございます。

町営住宅改修事業につきましては、諏訪間団地の屋根瓦を改修するという工事をこれから発注するということで、年度内完成が見込めなくなったものでございます。

以上でご説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 19ページの右側の急傾斜地の対策事業ですけれども、これ今お話の中では3案件あって、2件。ちょっともう一度お願いします。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 3件のうち、1件が今年度で完了で、2件は来年度というところでございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 18ページの委託費、工事費ですけれども、これ予算額と設計額が違いますよね。当然ね。設計額は違うんだろうと思いますけど、請負率はわかりませんか。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） インター線のでしょうか。

○5番（滝波登喜男君） はい。3本ありますよね。

○建設課長（多田和憲君） インター線は、ちょっと済みません、今は1本分しかあれなんですけれども、ちょっとまた後ほどまとめます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） なければ次に、上下水道課関係、21ページの補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） それでは、上下水道課関係の補正についてご説明いたします。

21ページの左側をお願いします。

下水道事業会計繰出金200万円につきましては、下水道事業特別会計における3月補正の財源として、一般会計から繰り出しを計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） なければ次に、会計課関係、21ページの補足説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（酒井宏明君） それでは、会計課関係の補正予算の補足説明をさせていただきます。

補正予算説明書21ページ右側の基金積立金をごらんください。

基金積立金1,106万4,000円を補正いたしました。国債の価格が上昇いたしましたので、額面8億円分の国債を売却いたしました。その売却差益1,

106万円を積み立てるために補正をお願いするものでございます。

なお、平成30年度一般会計における基金積立金の総額は約2,581万1,000円を予定しております。それによりまして、一般会計での運用率は約0.69%となります。

以上で補足説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、学校教育課関係、22ページから27ページの補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） それでは、学校教育課関係の補正予算の補足説明をさせていただきます。

22ページをお願いいたします。

まず、左側の表でございます。教育費、小学校費、学校管理費の工事請負費でございます。御陵小学校の外壁等の改修工事におきまして、校舎外壁の塗装からアスベストが検出されたため、除去作業に伴う工事費の増額分をお願いするものでございます。補正額につきましては561万9,000円でございます。

次に、同じく22ページの右側の表をごらんください。

教育費、小学校費、教育振興費、松岡小学校分でございます。教育振興に寄与したいという意向にて寄附金をいただきまして、それを特色のある学校づくり推進事業の費用に充当することから、当該事業の財源の組み替えをするものでございます。

同様に以下、23ページ左側の表から26ページ左側の表まで、各小学校7校分と中学校3校分へ7万5,000円ずつ組み替えております。

続きまして、議案書の10ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

一番下段の側の教育費、小学校費、学校施設整備事業1億8,004万5,000円でございます。

内訳がありますのでご説明申し上げます。

1つ目が、先ほど補正予算で説明しました、御陵小学校の工事におきましてアスベストが検出された関係で、除去作業を見童が不在となる春休みに行い、以後、

校舎北面の耐震壁補強工事、外壁塗装工事を行うことから繰り越しをお願いするものでございます。この繰越額につきましては3,338万円でございます。工期は8月30日と計画しております。

2つ目としまして、松岡小学校の北校舎棟渡り廊下棟大規模改修工事の分でございます。当初計画では北校舎棟を一括施工する計画でございましたが、学校とよく協議し、授業に支障を来すということもございまして、その影響のないように各階ごとに施工しまして、各階が完成した後、そのまま使用していくということとしたため、繰り越しをお願いするものでございます。繰越額につきましては、1つ目、管理委託の委託をお願いしておりましたので、その分で139万4,000円で、工事費としまして1億4,527万1,000円、松小関係で1億4,666万5,000円でございます。松小の工期につきましても8月30日と計画しているものでございます。

以上、学校教育課関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 22ページの御陵小学校の外壁の塗装にアスベストが検出されたということで、今回、そのアスベストの塗装ゆえに560万の工事費が増額になったということによろしいでしょうか。

それと、この塗装の中に含まれるアスベストは、通常であれば手をつけなくてもいい、その除去をしなくてもいいというものなのかということです。

そして、3つ目ですけれども、これも何度か私聞いておりますけれども、ほかの公共施設でもこういった塗装、アスベストが含まれる塗装があるのかどうか、一度調査すべき事項ではないのかなと思うんですけれども、この点についてちょっとどういうお考えなのかお聞かせください。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 補正額でございますが、アスベスト分でございます。

これ内訳的にちょっと、560万そのものではなくて、實際上、アスベストの除去の関係につきましては883万1,000円を見込んでおります。その差額分につきましては、もともとの御陵小学校の当初予算額と実際上の精算額との差の部分で300万円分はあったということで、その必要額だけを補正させていただいているということでご理解いただけますでしょうか。

アスベストの関係ですけど、これにつきましては、今、安定していれば当然大丈夫なんですけど、先ほど繰り越しのところで申しあげました小学校の北面につきましては、耐震壁を入れる関係でどうしても壁を壊さないといけないということがございまして、その部分については塗装部分に入っておりますので、どうしてもやっぱり塗装部分が剥げ落ちるといいますか、壊れてしまうと飛散の可能性があるということで、その部分をさせていただいているということでございます。その部分だけでございますので、塗装工事につきましては南面もやっているわけでございますが、その部分につきましてはそういう塗装部分を壊すという部分がございますので、その処置は必要ないということでございます。

ほかの施設ということで公共施設でございますが、これ自体も一応うちのほうでつかんでいまして、ほかのところについては塗装に含まれている部分はないと。ちょっと繰り返しになりますけど、アスベスト自体は安定していれば別に大丈夫だということなんですけど、もしそこを壊さないといけないというふうになりますと飛散防止という形でどうしても処分といえますか、その部分の工事費が発生するというものでございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、生涯学習課関係、27ページから28ページの補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） それでは、平成30年度3月補正の予算説明書27ページをお願いします。

右側、親子でふれあい子育て支援事業につきましては、資料3ページの歳入にあります学校教育課で、教育費寄附金100万円のうち、25万円を一般財源から寄附金に財源組み替えするための補正でございます。寄附者の教育振興に寄与したいとのご意向を受けまして、図書館のブックスタート事業に充当させていただくものでございます。

28ページをお願いします。

左側、保健体育総務諸経費の補正額39万3,000円は、1月に開催されました第50回全国ミニバスケットボール大会福井県予選会で優勝しました松岡ミニバスケットボールクラブが今月28日から30日にかけて第50回全国ミニバスケットボール大会に出場するため、スポーツ少年団全国大会等出場の補助

金としまして、選手及び監督、コーチが負担する交通費及び宿泊費に充てる経費の一部を計上するものでございます。

生涯学習課の補足説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、上志比支所の繰越明許費の説明を求めます。

上志比支所長。

○上志比支所長（森近秀之君） それでは、私のほうから上志比支所の繰越明許費についてご説明させていただきます。

議案書の10ページをお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、支所施設管理事業ということで200万円を繰り越しさせていただくものでございます。昨年の10月に上志比支所の実施設計業務、また設計管理業務の発注をいたしましたけれども、基本設計いわゆるその設計のたたき台をつくっていくのにちょっと時間を要しまして、実施設計の作成が年度内の完成が見込めないため、設計業務及び設計管理業務で約450万のうち200万円を繰り越しさせていただくものでございます。繰り越しにつきましては、本年6月をめどに設計業務の完了をしたいと思いますのでございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですから、これで議案第1号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前11時25分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって本件は、第3審議に付すことに

決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより議案第1号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第2 議案第2号 平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第2、議案第2号、平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

平成30年度3月補正予算説明書20ページから30ページの補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長(佐々木利夫君) それでは、議案第2号、平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

まず初めに、補正予算説明書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,883万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,903万4,000円とお願いするものでございます。

それでは、歳出の説明のほうをさせていただきます。

30ページをお願いいたします。

左側、一般管理費、広域圏電算業務負担金116万2,000円の減につきましては、広域圏電算業務負担金の額の確定に伴うものでございます。

なお、同額、事務費繰入金として歳入に計上しております。

右側、財政調整基金積立金2,000万円は、国保会計の財政基盤強化のため、平成30年度の黒字見込み相当額の積み立てをお願いするものでございます。

なお、財源につきましては保険基盤安定繰入金の増額分及び繰越金を充てることといたします。

以上、国民健康保険事業特別会計の補正予算説明とさせていただきます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですから、これで議案第2号、平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前11時26分 休憩）

（午前11時26分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって本件は、第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号、平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予

算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第3 議案第3号 平成30年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第3、議案第3号、平成30年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

平成30年度3月補正予算説明書31ページから32ページの補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長(佐々木利夫君) それでは、議案第3号、平成30年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明いたします。

説明書2ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ813万4,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ2億3,142万1,000円とお願いするものでございます。

32ページをお願いいたします。

左側、徴収費、福井坂井地区広域圏電算共同利用負担金12万6,000円の減は、広域圏電算業務負担金の額の確定に伴うものでございます。

なお、同額、事務費繰入金として歳入に計上しております。

右側、後期高齢者医療広域連合納付金826万円は、保険料の増収見込み額と保険基盤安定繰出金の増額分をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては保険料の増収見込み額と保険基盤安定繰入金の増額分を充てることといたします。

以上、後期高齢者医療特別会計の補正予算説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(江守 勲君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第3号、平成30年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前11時28分 休憩）

（午前11時28分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって本件は、第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号、平成30年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第4号 平成30年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第4、議案第4号、平成30年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

平成30年度3月補正予算説明書33ページから40ページの補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、議案第4号の補足説明をいたします。

34ページ左側をお願いいたします。

一般管理費79万4,000円の減額につきましては、システム改修費の国庫補助金123万6,000円がありました。このことから財源充当いたしまして、広域負担金が79万4,000円の減額となったこともあわせて減額するものです。

右側の連合会負担金3万7,000円の増額につきましては、第三者行為による支払い金135万1,125円がありましたので、国保連への求償事務負担金を増額補正するものでございます。

35ページをお願いいたします。

35ページから38ページにつきましては給付費の増額です。

居宅介護サービス費、それから高額医療合算介護サービス費までは全てサービス費の不足分の増額になります。増加料につきましては記載してありますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

38ページ右側をお願いいたします。

一般介護予防事業費でございますが、財源組み替えです。今年度から新しく保険者機能強化推進交付金が交付されることになりました。これは改正介護保険法により創設された交付金で、市町村が行う被保険者の自立支援、それから重度化防止の取り組みを支援するため、評価指数ごとの加点数に1号被保険者数を乗じて得た額をベースに、国の予算枠、約190億円を全国の市区町村で案分したものになります。補助金等に係る適正化の適用がありますので、積み立てはできません。よって、介護予防事業への充当としております。

39ページ右側をお願いいたします。

介護給付費準備基金積立金4,915万1,000円の増額は、主に第6期期間中の余剰金及び基金利子、それから今年度の第三者行為求償額相当額を積み立てるものです。後年度の給付費に備え、ぜひ積み立てたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

40ページをお願いいたします。

償還金1,921万9,000円の増額は、29年度分の国庫負担金1,485万3,377円、県負担金436万5,548円を返還する必要があるため補正するものです。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） サービス料が、サービスに不足が生じたためということでは、いろんな件数がそれぞれふえてるんですね。中には倍に件数がふえているところがあるんですけど、これはその理由というんかね、本来ならば当初に大体ある程度は見込めたと思うんですけど、この時期になってふえているんですね。なぜか、その原因はつかんでおられますか。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 倍になったというところまではないと……。

○6番（齋藤則男君） 37ページ、3人から7人になってます。金額は小さいです。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 地域密着型介護予防サービス給付費ですね。こちらにつきましては、要支援者の方が利用されるケースのサービスになります。単純にここで見ると倍は倍なんですけれども、新しく施設整備を行いました。それから要支援者の方の率もふえているということもありまして、極端な数字にはなっておりません。当初見込みが3人という数字ではございましたけど、対象者が増加しているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 増加は多少あると思うんですけど、もし見込みを誤ると予算不足ということになるんですね。これは今金額が小さいんでいいんですけど、大きいところになると。だから的確な、これは数をつかむべきであって、例えば35ページなんかは月60件ふえて年間720件ふえたということになるんですね。だから約1カ月分ふえているというような件数なんですね。こういうような件数がそれぞれ見えるので、当初予算を組む時点において、やっぱり的確なというんか、ある程度正確な数字はつかむべきやと思うんですけど、いかがですか。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 前年度の実績をもとにつかんでおります。多少ずれすることはご理解いただきたいと思います。しか言いようがないんですけど、予算の執行

に当たっては不足なり支障がないように執行していきたいと思いをします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 済みません。38ページの、これちょっと新しく交付金がね、財源組み替えですけど、そこらあたり、もうちょっと説明、何かようわからんところがあるんで。保険者強化推進交付金というのは、新たに創設されて、そっこのほうに移行したという単純なことだけなんですか。そこらあたりちょっと。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 俗に言うインセンティブ交付金ということで、国が新しく制度化したものでございます。第1号被保険者数の割合に乗じる、それから市町村が介護予防重度化防止に取り組んだ状況によって判定して交付金の額を算定するというので、様式自体は全国一律の様式になります。それぞれの取り組み状況をみずから判断して採点して県、国に申請して、認められた分についていただけるということで、項目は多岐にわたっております。地域支援事業関係の取り組み状況なんかは非常に多くの項目を評価して出すようになります。

またごらんいただきたい場合には、申請書というか評価様式は委員会のほうで提示したいと思いをします。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） この取り組みいかんによっては、これがふえたり減ったりするというじゃないかなと思うので、そこらあたり結構、要は一般、介護の予防ですので、今後の取り組み、いろんな形での、きのうも一般質問ちょっとしましたけど、そういうような関係も少し若干出てくるんじゃないかなという気もするので、そこらあたりは町自体がそういう取り組みをすることによってね、これの交付金が変わるんじゃないかと思いをしますので。

視察したところも結構そういうふうなところを、国のそういうものにのっとってやって、それでその交付金というか費用をそれに充当できるというところがありますので、ぜひともここらあたりはシビアにやっていただいたほうが僕はいんじゃないかと思いをしますし、計画の中に入れてほしいと思いをしますので、また今後ともいろんな形で情報をお知らせいただければ助かります。よろしくお願いをします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） これは毎回というか最近質問しているんですが、39ページ、基金積み立てで4,900万ですね。この介護保険の特別会計というのは、制度上、3年に1回の見直しということで、当初、基金のないところは、県に基金があって、そこから借りられるという制度になっていたと思うんです。過不足が生じたときはそれを利用すると。ですから、基金というのは本来積まない制度やと思うんですね、ここは。国保なんかと全然違う会計の状況になっています。

それを何で、大きい積み上げだなと思うんですね。結構たまっていきますし、それをやっぱり被保険者にどう還元するんかということを見ると、どういうことを考えられてますかね。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 現在、1億程度の基金が積み上がっております。繰越金と合わせますと、今回1億4,800万ぐらいの金額になりまして、1号被保険者1人当たりの金額に割りかえますと2万6,000円程度になります。

状況として、第6期期間中の結果を申し上げますと、平成29年度におきましては繰越金が4,700万円出ました。その前の年が4,800万円でした。29年度単年度でいくと赤字であったということが言えるのかなと。3年間のスパンで考えれば当然プラスであったということは否めません。議員おっしゃるとおり、保険料が高かったんじゃないかということについて言われれば、結果的にはそうなりましてということになります。

今年度も、今期ですね、第7期も6,100円に改めまして、介護施設等の整備も見込んで保険料を設定しております。平成30年度も状況的には、初年度ですから大きな剰余金が発生して、もしかするとさらなる金額を積み立てることになるかもしれません。

ただ、いろんな考えあると思いますけれども、7期の計画においても平成37年の金額を想定しております。ここでは保険料が8,200円ぐらいの金額になると言われております。今後の状況については、介護予防に努めて、介護保険料、それから介護保険財政の圧縮といいますかね、伸びを抑える取り組みは一生懸命続けていきますけれども、後年度の負担を抑えたいということは非常に重要なことだと我々は思っております。

今後とも、適正な保険料の設定、それから介護給付費の抑制に努めながらも後年度に備えたいということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） いつもの答弁でよく聞いております。

ただ、一つ言っとくけど、制度上、ここは基金というのはそんなに積まれるものでないと。3年の真ん中の年がいわゆるプラス・マイナス・ゼロになれば、初年度に積み上がった黒字というんか、余ったお金が3年目に消化されると。それでうまくいかないときは、例えば不足した場合は県から借り入れもできるという制度ですから、僕はそこは将来、特に将来の高齢化社会に対応するために基金を持っているという発想はどこかで捨てなあかんと。それはやっぱり少しでも負担を減らすということからも、それは大事なんではないかと。今から将来のためにみんなに少しずつ負担してもらおうというのは、それはその時代に生きていた人にしてみると、それは不公平なことになるんじゃないかと思うんですね。

ただ、そういうことで、本当にするとしたら、いわゆる総合事業が始まってますので、そこでやっぱり、より利用しやすい介護保険にする、総合事業にするということも含めてね、もう少し何か考えてもいいではないかなと私は思ってるんですが、そういうのを横出し事業なんかをここに含めてきて、それも消化してなおかつ余っているお金ですから大変ですねという話なんです。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 県下の状況だけお知らせしておきます。

市町村名までは申し上げませんが、1人当たり2万円以上の基金が積み上がっているところが7市町あります。この中で、第7期に投入するかしないかというところでは、するという市町村が2市町村、あとは状況に応じて投入するかしないということを判断されているんだと思います。それから、3万円近い基金が積み上がっているところでも今後の投入は予定していないという市町村もあります。

永平寺町は第7期において、計画では2,000万円ずつ6,000万円投入する予定でありますが、30年度については、おかげさまでいいですか、2,000万円の投入はしなくても会計上はいけるという結果になると予想しております。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第4号、平成30年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時49分 休憩)

(午前11時49分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって本件は、第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより議案第4号、平成30年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第5号 平成30年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第5、議案第5号、平成30年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

平成30年度3月補正予算説明書41ページの補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） それでは、議案第5号の補足説明をさせていただきます。

補正予算説明書の42ページをお願いいたします。

公共下水道維持管理事業397万4,000円につきましては、松岡処理区における処理人口の増により処理水量が当初見込みを上回ることとなりましたので、五領川公共下水道事務組合への処理委託料の増額を計上するものでございます。

なお、財源としまして、一般会計からの繰入金のほか、有収水量自体も増加しておりますので使用料収入102万4,000円を計上したところでございます。

以上、議案5号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第5号、平成30年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前11時52分 休憩）

（午前11時52分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって本件は、第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより議案第5号、平成30年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前11時53分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第6 議案第14号 永平寺町行政組織条例の制定について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第6、議案第14号、永平寺町行政組織条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(山田孝明君) 議案書の75ページをお願いします。

議案第14号、永平寺町行政組織条例の制定についてご説明申し上げます。

行政組織につきましては、地方自治法第158条で、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる、また、直近の内部組織の設置、またその分掌する事務については、条例で定めるものとする定められております。本町におきましてもこれまで、組織の改編、また事務事業の追加、削除等の改正を行ってまいりました。

今回の全部改正につきましては、町村合併以来、変化してきました事務につきまして、同一の客体に係る事務は1号にまとめるなど、類似の行政目的の事務に関する似たような内容の条文をできる限り統一を図ったものであります。

議案書の75ページをお願いします。

まず、第1条では、課及び支所の設置。これにつきましては今までと同じです

けれども、総務課、財政課、総合政策課、税務課、住民生活課、福祉保健課、子育て支援課、農林課、商工観光課、建設課、上下水道課の11の課、また永平寺支所、上志比支所を設置することをうたっております。

また、第2条、76ページ以降につきましては、それぞれの課及び支所の所掌事務について明記をさせていただいております。これも先ほどの課の順番に明記をさせていただいております。この中で、例えば76ページの真ん中より下、生活安全室の下の(7)空き家等の適正管理に関すること。これは、こういう言葉なり事務がなかったので、今回つけ加えさせていただいております。また、79ページ一番上、福祉保健課(15)町立在宅訪問診療所に関すること。これにつきましても、今回、新規で追記させていただいております。また、農林課(12)番、内水面漁業に関すること。これも今回の表記で加えさせていただいております。また、80ページ、建設課(12)空き家等の利活用に関すること。この文面も新規に加えさせていただいております。

今回の条例、全部改正するという条例でこのように統一化を図りますが、毎年、町としましては、各課、各所属の所掌事務、事務事業、これにつきましては各課で整理し、なおかつ総務課のほうでも、課のより細かい事務事業を掌握し、またそれにあわせて事務担当者等の把握も行っております。

こういったことを含めまして、今回、永平寺町行政組織条例の全部を改正するという形で上程をさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いします。

以上です。

○議長(江守 勲君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番(金元直栄君) 組織条例ということで、時々に応じてこういうことで変えていくのは、私はそれは必要なことかなと思います。

ただね、いつも思うんですけど、質問の当初予算の中にも書いてあるかもしれないけど、予算書を見てみるとこのとおりにはないんやね、款項目が。そういうなのは考えたことはありますか？ 本来は、これを変えるときにはこれも含めてそういう順に並べる、まとめるという作業もやっていかないと、本当にこれを見ていて、要するに、説明資料は各課でちゃんとまとめてあるんですけど、現実的には、これを見ていくとその区分はないんですね、まともには。だから、本来はこれが基本やと僕は思っているんですけど。だから、基本をなぶるなら、基

本のところはやっぱりどこかで変える時期が必要なんでないか。それらについてはどう思います？

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 予算書とおっしゃるのは、所属課と予算書がわかるようなという意味かなというふうに思ったんですが、予算書につきましては、自治法等でこのような様式で、款項目も定められた名称で、全国ある程度統一されたものでやっておりますので、それはそういう見方をしてほしい。

ただ、わかりやすくするために予算説明書という補足の資料をつけているわけですので、その両方を見ていただいてご判断いただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 今、財政課長も申しましたが、ここに各課の所掌事務を挙げさせていただいております。この所掌事務につきましては、今お手元にある予算説明書という事務事業の、細かいといいますか、それぞれの事務事業の予算の説明をさせていただき、その積み上げというか体系的なものが、今ほど言いました予算書の中に集計、あらわしてあるというふうに認識しております。

今議員さんおっしゃられる予算書との関係というのはちょっとあれなんですけれども、今回の行政組織の条例の改正、全部改正ですけれども、これにつきましてもわかりやすい形でまた町民の皆さんにも、ホームページとか例規関係がありますので、そういった中でも、各課がどんなことをしているか、どのような対応をしているか、それなんかにつきましても広く周知広報させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 僕は、決まりは決まりとして、財政課長が言われたことについてわからんわけではないです。

ただ、こっちは都合のいいように、ご時世に合わせていろいろ所掌事務を変えたりすることもある。ただ、こういうものをどうするかという工夫も、地方自治法では一定の、地方財政法でも決めてあるということになるだけの話ではなしに、やっぱりそれを変えていくことも考えていかないと、何のための予算書かなと。そこへまとめるのはどうなっているのかというのは、「これを考えながら見てく

ださい」と言うだけでは、予算書の性格としてはちょっとまずいでないかなと。それは、どう言ったらいいかな、何らかの形でこの中でもそれなりにわかるようにする工夫をどこかでしてほしいなどは思っています。

その辺、僕が言ってること、私がおかしいのか、行政のほうがかたいのか。かたいというのは頭がですよ。その辺をどうお考えでしょうか。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 自分で言うのも何ですが、予算説明書は非常にわかりやすいと思うんですね。各課ごとに、しかも事業ごとに、そして財源の内訳もそこに載っていると、目的もあらわしているということで、予算説明書についてはかなり詳しく事業等々について書かれています。

ただ、おっしゃるのは、予算書そのものが非常にわかりにくいというようなことなのかもしれませんけれども、それについては合併前からといいますか、ずっと昔からその様式でやっておりますし、これは全国ある程度統一されたものですので、そこはそういう見方で予算書を見ていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第14号、永平寺町行政組織条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後 1時09分 休憩）

（午後 1時09分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって本件は、第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより議案第14号、永平寺町行政組織条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第15号 永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第7、議案第15号、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

○議長(江守 勲君) 総務課長。

○総務課長(山田孝明君) 議案書の82ページをお願いします。

議案第15号、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

今回の条例改正の目的は、長時間労働の是正措置といたしまして時間外労働の上限規則が導入され、原則として平成31年4月から施行されることとなりました。国家公務員においても同じく平成31年4月1日より適用すべく、人事院規則の改正等が今進められております。

本町においても、国家公務員の措置等を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなど、所要の措置を講じていくこととします。

それでは、議案書82ページの条文です。

永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例に関する条例(平成18年永平寺町条例第33号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

これを加えさせていただくこととします。

なお、この規則の内容、今、国との調整、確認を進めて起案しておりますが、概要としましては、超過勤務命令の上限時間、これにつきましては、1カ月について45時間以下、1年について360時間以下とする。また、上限時間の特例としまして、大規模な災害の対応、またその他、重要・緊急性が高い業務に従事する場合においては、今ほど言った上限時間を超えての勤務命令を命じることができる、そういった形でも附則の中で表記することとします。

また、健康確保措置の強化、これにつきましては、上限を超えて勤務命令を命じた職員に対する面接、また過労の蓄積が認められると思われる職員からの申し出等により医師の面接指導を行う、そういった形での健康管理面についても表記します。

また、職員の超過勤務時間の適切な把握、これにつきましては、超過勤務時間の記録、関係各課の給与システムを通してですけれども、それぞれが何時から何時まで時間外勤務をする、また、例えば土曜日、日曜日等においてはこういうような事業、研修、イベントで勤務をする、そういった形での勤務時間の申請をしていただきます。また、それについて実際に勤務を行った時間等、これについても入力して把握をお願いしております。

また、総務課のほうでは、やはり職員一人一人、また各課それぞれがどのような業務をして、それぞれにどのような時間数を要しているか、またそういったことを把握するためにも、毎月1日ごとの退庁時間、役場を退庁する時間、それを記録した数値を報告を受けております。それをもとに、期間によってはその時間が多くなったり、またその課の業務量が高いとかね、重なる場合、そういったことを把握するために、その管理表をもとに関係所属長にも適正な指導、また改善点がないか、そういったことも随時指導、また監督をしていくこととしております。

こういったことで、今回のこの条例の一部改正につきましては、今年、平成31年4月1日から施行するというので、ひとつよろしくお願ひしたいと思いま

す。

以上、説明にかえさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 内容が余りよくわからないんであれなんですけど、これで、働く時間の問題でいろいろ問題だと言われている点が是正できるのか、もしくは何も変わらないのか、もし変わるとしたらどこが変わるのかというのも、本当はそういう提案理由の説明の中で示していただくとわかりやすいんですが。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 以前の全員協議会の議案説明のときにもちょっと資料はお渡しはしているかと思うんですけども、今回の条例の改正ですけれども、それに伴う規則の改正、その段階で、先ほど述べたように、今までは時間外の超過勤務の上限時間というものが明記されておりました。これは国、県の、先ほどの人事院規則等に基づいてですけれども、1カ月当たり45時間以下、1年について360時間以下、これについては例外規定、また上限の特例というものはありますけれども、そのような形で今回明記をさせていただきます。

これをもとに、それぞれの所属課職員、私たちも含めて、当然ですけれども今までも通常の業務を行って、また時間外勤務等も行っておりましたが、その45時間という法的な規則、規定に基づき対応するとともに、やはりそれぞれの健康管理、また職場での、産業医さんもおられるんですけども、そういった方も含めてそういう職場環境の改善も含めた形で取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

また、先ほども言いましたけれども、職員の勤務時間等を把握し、職員の適正配置、またそういったことにもこういう管理を生かしていきたい、また対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） これができる以上が規定されることで、じゃ、大きく今までの働き方の内容が変わるかということ、ちょっと疑問なところはあるんですね。そういう意味では、変える以上、その首長がやっぱりどう思っているかということも含めてきちっとした方向性を示すのと。

もう一つ。例えば、ノー残業デーなんかをやると、やっているという話も聞いていますが、それを1日から2日とか3日にふやすとかという、ある意味具体的な方向を提起しない限り、余り変わらな思わんのやね。今見ている。ある一定時期に、残業が多過ぎるんでないかということで、職員の健康の問題も考えてということで、一時期騒がれると少し早く帰る人たちも出てくるんかもしれんけど、結果的には、またサービス残業みたいなことが横行してくるというようなことも含めてあると思うんやね。そんなことを含めて、やっぱりどうしていくのか。

また、ひょっとすると根本的な解決にはならないから、根本的な解決をしようと思えばどういふことが必要なんかということもね、本当は示していただくとありがたいです。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この働き方改革につきましては、数年前から総務課が中心となってやってきておまして、まずできることから、職員の業務の、無駄な仕事がないか、効率よく回っているか、そういったことも。ただ、効率だけを求めますとまた大変にもなってしまいますので、それは今すぐではなしに徐々に徐々にする。もう一つは、今、非常勤の皆さんにもいろいろお手伝いをさせていただいてます。ただ、それも仕事と作業、こういったものをしっかり分けていくということ。

また、今回、6月になるかもしれませんが、効率化のための電子化、こういったことも今やっておまして、実は永平寺町の、これも議会でお話ししましたが、大体年間1台で126万枚、本庁の輪転機をかけております。これは全戸配布とかいろいろありますが。そしてもう一つ、その前に職員がいる時間が960時間、そしてそれを印刷したのをまた配布する時間。いろいろな中で、じゃ、どういふふうに変率化していったらいいか。例えば、区長配布があります。毎回、区長さんから、どういふふうに変率化が多過ぎる、もっと減らせないか、そういったのも毎年言われてましたが、今取り組んでいますのが、広報紙だけで全部お知らせをしよう。それをするには、やはり事業を進めていく中で、1カ月前にはお知らせするタイミング、間際になって全戸配布するのではなしに計画的に仕事を進めていくというのも一つです。

ただ、業務が本当に多様化してまして、どんどんどんどん新しいメニューが国からも来ます。県からも来ます。また町独自でやらなければいけないという業務もある中で、まず政策ヒアリング、そんな中でまず僕が一番先に聞くのは、来年

度は何の事業をやめますか、縮小しますかというところから聞いて、新しい事業について話をするようにします。

それと、やはり効率化だけではだめですので、30年度は残業手当を300万円ふやさせていただきました。これは、サービス残業というのをまずなくしていきたいという、そういった思いでやりながら、私たちも、職員がやっぱり決まった時間で仕事をしていただいて、そしてまたプライベートの部分も充実していただきたいなという思いがあります。例えば、ノー残業デーにつきましても総務課はしっかりと対応していると思いますし、あと、8時以降にはパソコンはつけない。1回シャットダウンします。それをまた使うときには総務課の許可がなければならぬということも今引き続きやっていると思いますし、また総務課の職員も見て回っているところもあると思います。そういったことをしっかりやらなければいけないと思いますし、毎月毎月の各課の状況。各課が忙しいという場合もあると思いますし、一人だけの職員が多く時間がかかってないか、課同士で助け合いができていないかどうか、そういったのもしっかり総務課が管理して、その所属長にまた指導をしていく。こういったことで。

ただ、全員が忙しい場合は、そこの課の人が足りないのかなとか、何か違った取り組みをしなければいけないのかなと。見えてくるものも多々ありますので、これについては、今この条例が出たからとかではなしに、私自身が数年前から何とかしていきたいという思いでやっておりますので、また皆様のご指導をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） ちょっと補足というか、つけ足しで説明させていただきます。

時間外勤務の時間数のことではないんですが、町の職員には有給休暇制度、また土日祝日に勤務した場合には代休振りかえという形で休暇を付与しています。去年とことしの実績をちょっと調べてみました。年次有給休暇につきましても、去年、29年度につきましても、1人当たりの平均ですけれども、5.43日を取得しておりました。これが昨年度、30年の1月から12月までの集計をとりますと、ちょっと伸びまして6.00日。また、代休の振りかえ処理、これにつきましても、1年前は3.29日でしたが、去年1年間を見ますと3.31日という形で、若干ですが、そういう有給休暇の取得、また代休振りかえ、そういった形での対応等も進めております。

また、有給休暇を計画的に取得してほしいというふうな指示、指導も年間を通して行っているところでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今町長いろいろお話しただいて、ちょっと有給休暇の問題なんかで言うと、その程度とられてるのかなということはわかりましたが、言いたいことはそこでもあるんですがそれは別にして、町長が言われたのは、やっぱり仕事も効率化していくと言うんですが、電子化イコール効率化というのは、僕は余り正解ではないと思ってるんですね。電子化をすることによって人がそれに振り回されているというのが今の世の中の全体に見られる傾向ではないかと思っています。もっとスローであっていいと思うんですね。

ただ、末端自治体ですから、こういう市町村というのは末端ですから、やっぱり人と人とのつながりで成り立つ関係が僕はあると思っています。そういう意味では、無駄とかいう、効率というものはなしに、必要な手間もあると。必要な手間もあると。これはきっちり押さえて、根本的には、今、国が、職員の定員削減したところには交付税を加算するとかということをやってますけど、そういうものではなしに、やはりきちっと、もっと必要な事業を確保するということも含めて考えていかないと根本的な方向は見えない。

ただ、こういう上限を設けるということは、一步前進というんか、半歩というんか、3分の1かは知らんですけども、そういう意味では反対するものではないですけども、やっぱりそこまで含めて、町長、ぜひ考えてほしいと思っています。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 限られた人数の中でやっていかなければいけない。ただ、本場に議会の皆様のご理解をいただきまして、非常勤の職員さんの事務には本当に助けていただいております。

それと、電子化につきましても、全国で開発されたシステムをうちに入れるという話ではありません。今、取り組もうと思っているのが日常業務、例えばマイナンバーカード、これを発行するときにタブレットがあったら、マイナンバーカードをつくりたい方がスマホで申し込まなければいけないのを、そのタブレットがあれば、これは法律的にはどうなのか調査しているところなんですけど、そのタブレットを使ってできたり、あと、災害のときに職員が現場に行きます。それは

実は、役場の職員のスマートフォンで動画を送っていただいて現状を確認して、みんなで回しながら見ていた。これでは大変だということで、その現場に沿った、職員の声を聞きながら、こういった電子化があればいいな、タブレットがあればいいなということで、今回、6月にまた皆さんにお示ししていきたいと思っています。

最初、うちも電子化のメニューをいただいたときは、ざくっと見たら何千万とかというのがあったんですけど、職員みずからが、これは要らない、これは要らない、これこそ必要だということでやりましたし、今、現場に行っているときもタブレットを持って行って、現場の状況を写真に撮って課長に確認する、そういったのもスピーディにできるようになるというか、本当に職員さんの手間を減らすように、このタブレットとか電子化というものは使っていきたいなと思います。

それと、今、職員さんのスマートフォンを使っていろいろ調べてもらってるのもありますが、そういったのもなかなか避けていきたいなという思いで、例えばWi-Fiを整備させていただくとか、そういったこともしていきたいなというふうに思っております、時代の流れでどうしても電子化をしていったほうが便利だろうというのが今の私たちの考えです。

金元議員おっしゃるように、昔はパソコンが入ったら便利になって楽になるやろうという時代がありました、パソコンが入ったことによって違う仕事がどんどんまた入ってきて高度化になっていくというのがあります。今はネット社会、いろいろな社会で本当に仕事のスピードが速くなっている、イコール量がふえてきているというのは間違いないことだと思います。ただ、それをしっかりと対応していくためには、やっぱりイタチごっこになるかもしれませんが、そういった技術も使っていかなければサービスをこなすことができないというのも現実です、しっかりとそういったことで新しい技術は、うちの町にふさうものは積極的にといいますか、関心を持って入れていけたらなと思っております。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

3番、中村君。

○3番（中村勸太郎君） 今、課長のほうからね、いろいろな対応ということで規則で定めると、五、六項目の簡単な説明がありました中に、1カ月45時間以下、1年360時間以下、退庁時間等々においては記録をとって監査するというところで、代休等の処理の方法についてもこれに並行して行っていくと思うんですけれども。

例えばここで精査するに当たって、規則であらかじめいろんなパターンを、パターンというんでないけど、こういうふうにして目でわかるような、役場の職員さん、こういうふうに対応してなるんやなというのがわかるような、何というんかね、対処方法を規則である程度つくられると思うんですけども、そこで、その中の精査を、例えば1週間スパンでとられるのか、1カ月スパンでとられるのか、3カ月スパンでそれをこういうふうにして、君は超過してるよと、年間通じては、これ365日で、1年間これするとかなりオーバーするというふうな、仕事の、何ですか、業務のいろんな範囲内で職員の超過する時間がそれぞれ違うと思うんですね。そこら辺の調整がなかなか課長もほかの課長さんもつらいと思うんですけども、こういったことをきちんと、やはり課長会で報告し合って、また各課同士の連携によって補佐していくというふうなことも、町長、どんどんやっていただいて、目に見えるように、解決と言うとおかしいですけど。

仕事をそうやってすればするほど、業務がふえていくだけのこともかもしれません。先ほどのパソコンの話でないですけどね。何でも便利になればなるほど多忙になっていくと思うんですけども、ある程度やっぱりそこは厳守するように、規則でも、また管理面でも運営していただきたいなということを思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 基本中の基本は、トータルで管理するのが総務課。例えば、その毎月の中で、この人がちょっと多いなというときは、やはりその所属長の課長。今はつらいかもしれませんが、課長は、全ての職員がどういうふうな業務状況でおくれているのか、進んでいるのか、ちょっと一段落ついたのか、そういったのを管理して、今度、忙しい職員がいたら、ちょっと手があいている職員にサポートしてくれとか、そういったのを全体的に管理できることが実は一番そうですし、その中から見えてくるもの、事務分掌をどうしたらいいか、次の年にどうしたらいいかというのも見えてくるものがあると思いますので、基本中の基本は、私も含めて管理している者がしっかりと、自分が任されているところがしっかりととなっているかどうか、そういったことを管理していくことが大事なかなと思っていますので、またよろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） 3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） 職員の健康面においてもね、一人の職員に押しつけるんではなしに、押しつけると言うとおかしいですけど、そういったことは、やはり課長級の管理職の仕事だと思いますんで、そういったことでいろんなことを連携し

合って各課がそういうふうで解決していただきたいなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） よろしく申し上げます。

超過勤務、休暇等のやつで、民間等のところもあると思うんですが、やはりこれをうまくしていくためには、この規則だけじゃなくて、ある面では組合——組合があるんけね。自治労がありますよね——とかであるとか、その一つの運用パターンをきちっと決めて、例えば、何か月には必ずチェックしますよ、そのチェックシートはこうですよとかというものがきちっとないと結構ルーズになってしまいます。私も民間にいたときもそうだったんですが、36協定でいろんな形でありますが、やっぱり定期的な協議も含めてきちっとそういうものがないと結構ルーズになるので、ぜひそこらあたりを、フォーマットのなものをつくって、所属長は、こういうものがチェック項目の中に入ってますよ、全体的にはこうですよという一つのルーチンというんか、そういうものをその規則の中には一つつくっていただきたい。ただの言葉だけの規則じゃなくて。ぜひそれをお願いしたいと思います。

○町長（河合永充君） システムをつくって。

○2番（上田 誠君） そうです。それをぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 今の中で、今回、この条例の改正に伴い規則の改正も行います。その規則の改正の中で、そういった様式とか具体的なことは各項には表記はされていませんが、実際にこの条例規則を運用、また実施する上での私たちの実施要項というか、この対応というんかね、そういった具体的なものにつきましては、やはり先ほど申したとおり、そういった勤務時間の管理とか、またそれぞれの課の動向というんかね、事務事業の進捗、そういったことも加味できるようなあらわし方というか、チェックというか、確認ですね。それをみんなで行えるような体制づくりは今もやってはいますけれども、これからはより求められて、なおかつ、また役場内、それぞれ各課所属ありますけれども、全員が共有するという必要かと思えます。そういった対応につきましても今後十分に注意し、また取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） あと、有給休暇のところなんですけど、やり方として、それぞれの課の中で連携プレーをとってやりますので、多分やってると思うんですが、ことしは誰々さんがこういう有給休暇使って長期休暇をとりますよと、そういうものをきちっとつくり上げるというものでやっていかないと、手を挙げて「この日休みます」云々というとなかなか結構しんどい面があるので、それは各課そういう形での運用をぜひパターン化してやっていただきたい。ほんで、例えば長期休暇、夏休みは何年かに一度は10日間はもらえるよとかいうふうな形でやっていくと結構それあたりができますので、ぜひそういう面も考えていただければと思います。やっているかと思えますけど。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 今回の有給休暇の取得の促進という件では、初めからいくと、ことしは連休が続きますけれども、4月、5月の、俗に言うゴールデンウィークの前後には有給休暇を積極的にとりましょう、また夏の旧盆のとき、また年末年始、そういったときにもとってほしいということで呼びかけております。また、それについては各課内で、例えば5人いるうち3人にとってしまうといけませんので、そこらあたりにつきましては、各課の連携の中でお互いに日なり予定を確認しながら有給の取得を促進をしているところでございます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ことしから総務課を通じて全職員にお知らせしたんですが、全協でもお話ししたように、例えば年末の仕事納め式と1月の仕事始め式、ことしは、そこは積極的に休んでくださいという通知を総務課を通して出させていただきました。

ただ、それでもやっぱり来られている方がいるので、これは課長会でみんなと話しようと思うんですが、来年は取りやめてもいいのかな。そこは年度初めと年度終わりは大事ですけど、辞令もありますんで、そこは近隣の大きな市とかから取りやめていってますので。ただ、それこそ電子化といいますか、メールとかそういう掲示板で新年の挨拶とかことしの目標をみんなに伝えるという、ちょっと寂しくなるかもしれませんが、やはりそういったところから変えていって、ちょっとでも、ここは皆さん休みがとりやすいというのも積極的に僕らもつくっていかなければいけないなというふうに思ってますので、またいろいろなご提案あ

ったらよろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 私、企業にいたので、行政とやっぱり企業は違うと思うので大変と思うんです。教員の方もそうなんですけれども、時間を縛ると必ず——企業でもそうなんです——起こることがサービス残業。金元議員がおっしゃったように、起こります。今度はサービス残業もだめだとなると、「タイムカード、もう押しましたよ」と言って、その後、仕事をする人がふえてくるという方も実際いらっしゃったので、そういう方がふえてくることも懸念されると。

去年なんですけど、ちょっといつごろか忘れたんですけれども、今度、そうすると、課長さんが職員の皆さんに早う帰れという話をするんですけれども、去年の、本当にいつか忘れたんですけど、新聞かテレビでそれすらね、早く帰れと言うことすらパワハラだというような記事も1回上がってます。何ハラかは忘れたんですけれども。

そういったことで非常に難しい問題ではあると思うんですけれども、河合町長が先ほどいろいろ提案されてたように、皆さんで協力していただいて少しずつでも減らして行って、残業したことに對しては適切な対価を払っていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これは数年前からやっていますが、残業するときは、所属の課長が総務課に申請をしまして、そこで認められたといいますか、それなら仕方ないねという案件につきましてはちゃんとした対価をお支払いをしている。それは数年前からやっていますので。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第15号、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 1時43分 休憩）

（午後 1時43分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって本件は、第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより議案第15号、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第16号 永平寺町行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第8、議案第16号、永平寺町行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(山田孝明君) 議案書の83ページをお願いします。

議案第16号、永平寺町行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例について。

これにつきましては、今回の条例の改正目的としまして、地方自治法の238条の4の条項をもとにこの条例を制定していましたが、その条項に誤りが生じて

いたため、今回、訂正を行うものであります。

議案書の条文、下から6行目あたり、第1条中「第4項」を「第7項」に改める。第4項といいますのは、行政財産のうち、庁舎等の敷地、また床面積に余裕がある部分を貸し付けをすることができるというふうに規定した条項であります。これを第7項、これは、行政財産はその用途または目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるという項目に訂正をするものであります。

また、第4条中の「納入」を「納付」に改める。これは、用語表現の統一化を図る、実際「納付」という形で改めるものであります。

第5条、第6条につきましても用語表現の統一化を図るために、第5条第3項の「がある」を削る、また第6条については「理由」を「事由」に改めるという内容で改正をお願いしたいと思います。

なお、この条例は31年4月1日から施行するという形をお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） これは全く文言の訂正だけなんですか。何か狙いがあるということはないんですか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 今、特段そういう意図は、意図ってちょっと言葉は悪いですがけれども、他市町のこういう条例を見ても、このような第4項、第7項、この取り扱い等については精査しましてそれに統一させていただくと。本来ならばもっと早く気がつき、訂正をしなければならなかったわけです。本当に申しわけないと思っております。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第16号、永平寺町行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 1時47分 休憩）

(午後 1時47分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって本件は、第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより議案第16号、永平寺町行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第9 議案第17号 永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の制定について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第9、議案第17号、永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明があれば補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(山田孝明君) 議案書の84ページをお願いします。

議案第17号、永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の制定

について。

本町の防災行政無線は同報系ですけれども、平成24年度よりデジタル方式において順次整備を行い、平成28年度に全地区の整備が完了して、今現在、運用しております。それに要する費用は約4億1,800万余りを要しました。

また一方、防災行政無線の移動系の無線ですけれども、今現在まではアナログ方式でしたが、2022年までにはデジタル方式への移行というふうになっております。そういった中で、その移動系の形態の無線機をデジタル方式にかえるにはまた費用が相当かかるということから、代替としまして次世代型のトランシーバー、IP無線機を整備するというので、平成30年度、今年度整備を行いました。

これによりまして、永平寺町防災行政無線設備の同報系の整備並びに移動系の代替整備が完了したということ踏まえまして、今回、この永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の全部の改正をお願いするものであります。

まず、第1条としては目的を上げ、また第2条では定義。

定義といいますのは、86ページから後に別表第1という形で表がついていますが、無線局の位置を示し、なおかつ同報無線局、これについては、同無線の親局の操作卓、また操作端末、また遠隔の制御機としまして消防本部にも1機置いてあります。

また、同報子局、これにつきましては、86ページから後に各地区ごとに子局の無線が設置してある場所を明示しております。松岡地区におきましては全部で31局、また永平寺地区におきましては28局、88ページへ行きまして上志比地区におきましては18局。また、89ページのほうには、松岡多目的集会センター、荒谷ふれあい会館、永平寺生活改善センター、この3カ所につきましては、その子局同士を結ぶ電波を再送信するという機能もあわせ持った中継的な施設です。それとあわせて、それぞれの地区の子局という形で運用をしています。これが85ページの一番上の(4)である同報再送信子局でございます。

また、第5条におきましては無線の管理者、また第6条、7条では無線の取扱責任、また無線従事者の規定をしております。

また、まくっていただいて86ページ。

第11条のところでは訓練。管理者は、防災行政無線が効率的に運用されるために、年1回以上の関係者の訓練、研修を行うということを定めております。

また、第12条では点検。これにつきましては、正常な機能維持を確保するた

めに、年1回以上の無線局の定期点検等を実施するものとする。このような形で定めております。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するということをお願いしたいわけですが、今まで、平成18年の3町村の合併以来この条例が生きていたわけですけれども、もともとの永平寺町にあった防災行政無線を今回全部改正して新永平寺町の防災行政無線ということで内容を改正しました。また、旧上志比村にありました上志比村農村情報連絡施設の設置及び管理に関する条例、これにつきましては、今回、廃止をさせていただくという形をお願いしたいと思えます。

以上、議案第17号、永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の制定について説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 当然、無線機ですので国の法にのっとってやってるので、こういう条例を制定せよというふうな形で制定されているんだろうと思います。

私も見てないのであれですけど、当然これ、運用に当たってのいろんな運用規程みたいなものがあるんじゃないかなと思うんですが、そんなのはつくってるんだろうと思うんですけど、別に。これだけかね。例えば、施設がいろいろあると思うんで、その設備を維持管理するためのいろんなマニュアルとか、そういうものは別にこれのほかに制定してるのかなと思って、ちょっとそこらあたりの確認をさせてもらうのと。

あと、これは法的には無線従事者とかいろんな形のをつくっていかないけないし、資格を持っている人が無線従事者に、主任か何かになっていかなあかんと思うんですが、そこらあたりもきちっとされているという判断でよろしいわけですね。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） まず、無線の従事者、また資格の関係です。これにつきましては、法的に基づいた無線従事の資格の試験がございますので、それを取得して配置をしているところでございます。

また、最初に問われた運用とかの、特に維持管理も含めた保守については、整備した業者との関係もありますけれども、その管理規程、また保守の内容、そう

いったものにつきましては十分、紙面化ものがありますし、それに基づいた形での点検、また運用等を行っているところでございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第17号、永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後 1時55分 休憩）

（午後 1時55分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって本件は、第3審議に付すことに決定しました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号、永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第18号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定につ

いて～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第10、議案第18号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 議案書の90ページをお願いいたします。

議案第18号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本年10月1日より消費税が増税されることに伴い、自動車取得時にかかる自動車取得税が廃止され、新たに自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割が創設され、軽自動車税環境性能割については町税となります。当該、軽自動車税環境性能割につきましては、当面の間、県が徴収を代理し、市町に配分することとなりました。

県の代理徴収に伴い、軽自動車税の非課税の範囲を県下で統一する必要が生じたので、今回、改正をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、第81条の2本文中「、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税」との条文の次に「（種別割にあつては第1号に限る。）」を加え、第1号の次に、第2号として「巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの」、第3号として「血液事業の用に供するもの」を加えるものでございます。

以上、簡単ではございますが、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第18号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後 1時59分 休憩）

（午後 1時59分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって本件は、第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時01分 休憩）

（午後 2時10分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第11 議案第19号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第11、議案第19号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 議案書の91ページをお願いいたします。

議案第19号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、その要因が2点ございます。

まずは、医療費の増加などにより、平成29年度に改正した現行の税率では、永平寺町国民健康保険特別会計の財源が不足し、平成30年度、31年度以降の永平寺町国民健康保険事業の運営に支障を来すことが見込まれることとございます。

次に、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成31年1月25日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴うものでございます。

以上の理由から税率等の改正を行いたく、ご決議をお願いするものでございます。

主な改正点でございますが、永平寺町では、全国の約4分の3の自治体で採用しております所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で課税しているものでございますが、全国的な傾向を鑑み、所得割を0.6%引き上げ9.8%とする一方で、資産割につきましては10.0%引き下げ30.0%とするものでございます。また、均等割につきましては8,000円引き上げ4万8,000円とし、平等割につきましては増減なしとするものでございます。

保険医療給付費分として第3条から第5条まで、後期高齢者支援金分として第6条から第7条の3まで、介護納付金分として第8条から第9条の3までを改正するものでございます。

次に、課税限度額の引き上げにつきましては、第2条で、従前の「58万円」から3万円引き上げ「61万円」とするものでございます。

また、低所得者に適用する軽減税率分では、保険医療給付費分や後期高齢者支援金分などの区分に応じて、第21条で均等割、平等割の軽減する金額について改正するもので、5割軽減の算定において5,000円、2割軽減において1万円引き上げ、軽減枠の拡大を図るものでございます。

施行期日は平成31年4月1日で、平成31年度課税分からの適用となります。

以上、簡単ではございますが、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、

ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） この条例って意外と見にくいんですね。表では、以前資料でもらっていた平成31年度の税率改定の考え方というところには、例えば応能割の所得割と資産割と、あと応益割ということで均等割と平等割に関して、これは大体平均で幾らになるかというのは、基準というんですかね、そこが書いてあるんですが、それがなかなかこれでは読み取れないというところがあるんで、本当は課長らが持っているもっとわかりやすい資料なんかを出しておいてもらうとよかったのかなとは思っています。

それで、今回の改定を見てみますと、最高限度額が国保関係だけでも58万円から61万円に、後期高齢支援と介護支援を合わせると最高限度額は96万円ですか、になるということなんですね。ただ、これは住民課のほうから出してもらった資料なんですけど、ここに所得の階層がずっと書いてあるんですね。所得やと思うんです、階層と万円と書いてあるんで。これ最高が600万円に書いてあるんですが、でもこれでいくと1人当たりの年税額が24万7,000円ですよ、最高限度額が。ある意味、96万円とはちょっと考えられない差が生じてくるわけですね。この数字が僕にはよく理解できない。だから、それは平均でというところではなくてはなっているのではないかと。その限度額に達するのは、所得でいうと大体600万円と僕は聞いているんですが、そうはなっていないのではないかと。

だから、かなり一般質問でもしましたけど、負担が大きい状況になります。収入の割には負担が大きいということですが、今度改定することで、特に個人割なんかでも1人当たり4万8,000円ですか、これには4万7,000円になってるんですけど、4万8,000円になると。いわゆる世帯割が3万9,000円ということで、これらも含めると、子どもたちの数が多ければ負担が多いというのは一般質問でも質問したとおりです。

そういう意味では、こういうときにもう少し行政も、ただ会計の状況がどうだから、国の最高限度額がどうだからということで上げていくばかりでは、本当に負担に潰されてしまう状況になるのではないかなと思うんですが、その辺いかがでしょう。

○議長（江守 勲君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 議員仰せのとおり、単純に金額だけ申しますと医療費が上がっているのは実際事実でございます。

ただ、議員仰せのとおり、均等割というのは個々にかかってくるということで大きく影響してくると、その辺は十分理解しております。永平寺町といたしましても、今回の税率改定におきましては、これから最低2年、4年後を見越した形で出させていただきますが、午前中の補正予算の審議でお認めいただきました基金、2,000万円認めていただいたわけなんですけれども、毎年、医療費の状況、また県納付金の状況等を見ながら、極力負担増を抑制するような形で歳入の確保もしくは歳出の軽減等を図っていきたいと思います。

具体的に申しますと、歳出のほうにおきましては、医療費の削減につきましては、長いスパンでの取り組みになるかと思いますが、短期的なものとしたしましては後発医薬品の利用促進を広く呼びかけていく、それに対する取り組みを強化する。また、歳入の確保につきましては、県の交付金の中で保険者努力支援分というものがございますが、いろいろな事業におきまして加点され、それに応じた額が国、県より来るような形になっております。その金額を極力、いろんな取り組みを通じてふやすような形で歳入の確保に努め、被保険者の負担につきましては極力抑制するような、また、税率改定につきましては、一応お約束、取り決めで2年間で一応細かく精査するということになっておりますが、当然、毎年、収支の状況につきましては確認、また医療費につきましても確認しまして、後世に負担の残らないような形で細かいシミュレーション等を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 条文が非常に見にくいとのご指摘でございますが、我々、運用している側としても非常に見にくいなど。これを、条文を読んだだけで頭の中で計算できないような状態でございます。もともとは医療給付費分だけでございました。そのときはそんなに複雑な条文ではなかったんですけれども、介護納付金分あるいは後期支援金分が含まれて、その中に2割、5割、7割の各軽減分とかという非常に細かくなったのが原因でないかなというようなことを思っているところでございます。

また、平等割、4万8,000円ですか、につきましては、例えば所得も資産もない高齢者、年金も少ない、本当に平等割あるいは均等割のみしかかからない

ような高齢者のひとり暮らしとご夫婦とで計算してみますと、ひとり暮らしが、これ軽減なしとして計算しますと3万9,000円と4万8,000円で8万7,000円になります。ただ、ご夫婦ですと、3万9,000円と4万8,000円掛ける2で、1人当たり6万7,500円ということで、やはりその世帯割の部分は上げにくいかなと。特に独居老人なんかについては強い負担を求めているような制度になっておりますので、そういうような形でご理解いただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 1点だけ。最後。

これ住民課長にお聞きしたいんですが、この表、3ページの一番下の表ですけど、一番左側の階層、「万円」と書いてあるのは、これは所得ですか、収入ですか。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 所得。

○4番（金元直栄君） 所得。そうすると、600万円で何で最高限度額に達しないんでしょう。所得600万円やったら。だからそこは、今あれでしたら後日、僕のほうが間違ってるんなら私に知らせていただければいいですし、その辺をやっぱりちょっと、なかなか実態が見えにくい表になってるのかなと私思っているの聞いてるんですが。

いずれにしても、これについては、態度は討論で言わせていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） また試算した上で提示のほうをさせていただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第19号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後 2時24分 休憩）

（午後 2時24分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって本件は、第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番(金元直栄君) 国保税の税率の改定、実質負担、国では国保料、本町では条例では国保税になっていますが、この負担増になるということですが、先日の一般質問でも言わせていただきましたけれども、国民健康保険税というのは、全国知事会でも、余りにも負担が多くて全国的には600万人台の滞納者がいると言われるぐらい、大きな負担になっていると言われています。先ほどもちょっと質問で言うんですが、大体、所得600万円ぐらいになると最高限度額96万円に、今回改定されれば93万円から96万円、3万円上がるんですが、その負担になると言われています。

だから、収入の1割5分ぐらいが国保税に取られていくという状況が実際あるわけですから、そういうように大きな負担を考えるともっと、確かに保険者を抱える自治体としては非常に大変だと思うんですが、そこはやっぱり低所得者、特に最近は収入の低い人たちが集まる会計になっています。非正規労働者や無職の人たちが入ってくる、年金生活者も入ってくるという状況ですから、そういう意味では行政としての支援ももっと考えるべきではないかという立場から、この税率の改定には反対の立場をとっていきます。

以上です。

○議長(江守 勲君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 増税されるということは、非常に国保の加入者にとっては大変なこととは思いますが、この国保の会計を守っていくためには必要なことであり、また、滞納者もありますけれども、真面目に納税されている方を守るという意味でも仕方のないことだと思っています。

医療費がかさんでいることは紛れもない事実ですので、今回の引き上げ、認めざるを得ないのではないかということで、賛成の答弁とさせていただきます。

○議長（江守 勲君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第19号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（江守 勲君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第12 議案第20号 永平寺町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第12、議案第20号、永平寺町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 議案第20号、永平寺町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案書94ページでございます。

来年度から開設します永平寺町在宅訪問診療所の適正な運営を図るため、一般の歳入歳出と区分して経理する特別会計を、地方自治法第209条第2項の規定により設置します。これに伴いまして、永平寺町特別会計条例の第1条に「永平寺町在宅訪問診療所特別会計」を追加する必要がありますので、議会の議決を求めるものです。

以上、補足説明とさせていただきますので、ご決議賜りますようお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第20号、永平寺町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後 2時29分 休憩）

（午後 2時29分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって本件は、第3審議に付すことに決定しました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号、永平寺町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第13 議案第21号 永平寺町立在宅訪問診療所の設置及び管理に関する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第13、議案第21号、永平寺町立在宅訪問診療所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 議案第21号、永平寺町立在宅訪問診療所の設置及び管理に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案書95ページをお願いします。

この条例は、在宅医療の拠点として整備する町立在宅訪問診療所を設置するに当たり、その運営及び管理に関する事項について、地方自治法第244条の2の規定に基づき、条例で制定するものです。

第2条では、診療所の名称を永平寺町立在宅訪問診療所、位置は永平寺町松岡兼定島第38号45番地と定めます。

第3条では、診療所の管理を、地方自治法第244条の2第3項の規定により、町長が定める法人その他の団体に指定管理者を指定して行わせると定めます。

第4条では、指定管理者が行う業務について定めます。

第5条では、使用料の収受について定めます。

それから、第6条では、休診日及び診療時間について定めております。

以上、補足説明といたしますので、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第21号、永平寺町立在宅訪問診療所の設置及び管理に関する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 2時32分 休憩）

（午後 2時32分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって本件は、第3審議に付すことに決定しました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより議案第21号、永平寺町立在宅訪問診療所の設置及び管理に関する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第14 議案第22号 永平寺町立在宅訪問診療所使用料及び手数料条例の制定について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第14、議案第22号、永平寺町立在宅訪問診療所使用料及び手数料条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長(木村勇樹君) 議案第22号、永平寺町立在宅訪問診療所使用料及び手数料条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案書97ページです。

この条例は、町立在宅訪問診療所を利用する場合の使用料及び手数料の徴収に

関し必要な事項を、地方自治法第228条第1項の規定により、条例で制定するものです。

第2条では、診療を受ける者、検査または証明書の交付を受けようとする者は使用料等を納付することを定めます。

第3条では、診療を受ける者の保険診療に係る料金を、第1号から4号で定めます。なお、料金の収受は、設置条例第5条に基づき、指定管理者が代行するという事としてしています。

検査または証明書の料金については別表において定めます。訪問診療の自動車使用料、それから健康診断料、予防接種料、死体検案処置料、診断書料などです。使用料及び手数料に対し、消費税相当額を加算して徴収することとしております。

第4条では、診療報酬、それから検査または証明書の減免規定として定めております。主に災害時の救済処置としております。

第5条では、還付規定を設けております。

第6条では、診療報酬、それから検査または証明書の納付方法について定めております。

以上、補足説明といたしますので、ご決議賜りますようお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 2つあります。

一つは、ここに示されている、料金表というんですかね、が示されているんですが、これが一般的なものか、また他と比べて高くはなっていないのか。もし特別なことがあれば、そこをやっぱりみんなの前で今示しておいてほしいと。

もう一つ。今ちょっと話ししていて気がついたんですが、使用料のところ、例えば訪問診療に来ていただくと、どこかみんなが集まってて健診みたい、訪問診療のときにどこか一つの家を集まってて何人か複数の人を診たときでも300円1人ずつ取られるのか、300円で済むのか。その辺、いかがでしょう。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 料金自体は一般的なものとしております。以前に医師会のほうから定められた料金表というのを参考にした表がありました。かなり古いもので、今は各診療所によって自由に定められるということになっております。

それから、使用料の300円の料金についてですが、こちらについても1回当たりということで定めております。訪問診療の体系自体で、例えば集会所なんか集まっています、そこで診察を受けるという形態は、存在しないと思っております。外来に來れない方のおうちへ行って診療するというのが訪問診療でございますので、集会所で集団健診のような体系は想定しておりません。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） ちょっとこれは余談ということになるんかも知れませんが、例えば最近、高齢者の集合住宅というのが現実的にあるんやね。そういうことで冬季、冬の間、雪深いところでは、暮らしたほうがより安全に暮らせるということで、そういうことを奨励している地域もあります。空き家活用というのもあります。そんなときでも、1カ所へ行っても1人1カ所として数えるのかという意味なんです。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 非常にレアなケースだと思います。空き家に高齢者の方が、例えばお二人で暮らしていて、お二人とも訪問診療が必要だという場合はかなりレアなケースだと思います。なので、基本的には2回、お二人分ですから、300円、300円徴収することは可能になります。

それから、例えば、高齢者施設の集団で暮らしているような施設に診療に行った場合は、診療報酬自体が安くなるような算定になっております。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第22号、永平寺町立在宅訪問診療所使用料及び手数料条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後 2時39分 休憩）

（午後 2時39分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって本件は、第3審議に付すことに決定しました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号、永平寺町立在宅訪問診療所使用料及び手数料条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第15 議案第23号 永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第15、議案第23号、永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（多田和憲君） それでは、議案第23号、永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明いたします。

まず、改正の目的でございます。この条例は、特定用途制限地域内における建築物の用途を規定している条例でございますが、建築物の用途を示す表現といたしまして、建築基準法の別表第2というものを引用しております。このたび、その引用元である別表第2が改正されたということに伴いまして、条例の規定を改

めるものでございます。

なお、この条例改正によって、本町の中で建築物の規制の内容が変わるといような実質的な変更はございません。

改正の内容でございますが、条例が引用しております法の別表第2は、(い)(ろ)(は)の順に13の項に分かれております。それぞれの項で用途地域別に建築物の用途の規制をしております。現行の条例では、法改正前の(り)項、(り)は商業地域内に建築してはならない建築物、それと(ぬ)項の準工業地域に建築してはならない建築物というところを引用しておりますが、今回の法改正によりまして新たに創設されました用途地域、田園住居地域というんですけれども、これが(り)と(ぬ)の前の(ち)の項に割り込む形で追加規定されたということで、もともとの(ち)項が(り)となり、それ以下の項も1個ずつ繰り下がるというような項ずれが生じました。

この法改正に伴い、本町の条例で引用している(り)項を(ぬ)項に、(ぬ)項を(る)項にと、法の項ずれを追いかけるような形で引用の部分を改正するといったものでございます。

ちょっと全協のときに話題になりましたけれども、参考までに、新たな用途地域である田園住居地域についてご説明いたしますと、都市部における緑地の減少により、農地が有する緑地機能が高まっているという背景を踏まえまして、農業の利便増進及び農地と調和した住居環境を保全することを目的に創設されたもので、この区域内では低層住居専用地域で認められております住宅、あと床面積150平米以下の店舗、学校や保育所といったものに加えまして、農産物の倉庫、農産物の生産処理のための工場及び500平米以下の農産物直売所や農家レストランの建築が認められるというものでございます。また、この地域において農地の造成やその土地における建築行為などをする場合は町長の許可が必要となり、またその規模も300平米未満というものに限られるという非常に規制が厳しいものでございます。

重ねて申しますが、町といたしましては、現時点では、従来の建築物規制を変えたり田園住居地域を指定するといったところは考えてございません。将来的に地区住民の合意などを得ながら、ご要望があればということで検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、簡単ではございますが、議案第23号のご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第23号、永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 2時46分 休憩）

（午後 2時46分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって本件は、第3審議に付すことに決定しました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号、永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第16 議案第24号 永平寺町河川公園条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第16、議案第24号、永平寺町河川公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（多田和憲君） それでは、議案第24号、永平寺町河川公園条例の一部を改正する条例の制定について補足説明いたします。

101ページです。

現行条例の第3条で、河川公園の維持管理の所管を規定しております。これまでは、河川区域内の施設ということから建設課が所管しておりましたけれども、河川公園の性格上、マレットゴルフ、ペタンク、ソフトボールなどスポーツ施設として使用されるということがほとんどとなっておりますので、他のスポーツ施設と管理窓口を一本化するという意味から、教育委員会が維持管理を行うことといたしましたので、そのような内容に改正するものでございます。

この条例による維持管理の範囲はあくまで河川公園の区域内ですので、護岸など公園の区域外の河川構造物につきましては河川管理者が行います。

また、利用申し込みの受付や草刈りなど管理業務そのものは、これまで同様、指定管理者が行っておりますので、利用者の利便性につきましては、これまでどおりのものは確保されるというふうに考えております。

以上、簡単ではございますが、議案第24号の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 2点あります。

維持管理が建設課から教育委員会に行くということについては異論はありません。ただ、前から言われているんですが、指定管理等の契約——行政ですね。これを現課だけで任せるのかというのは僕は問題があると思ってます。これはいろんな指定管理を含めて。そこはやっぱり契約行政を専門的に見れる担当をつくっていかないと、ある意味、町の狙っているとおりのというんかね、狙いどおりの

指定管理にならないのではないかということがあるので、そこをどう考えているのかというのが一つ。

もう一つ。僕は、今建設課がやってるでまだいいのかなと思わんでもないんですが、松岡の河川公園。九頭竜川が分流して、横の周遊道路というんですかね、川の中州を削るといふんかね、それでひょっとすると、もう道路まで達してしまうんでないかと思ってるんですね。そういうようなときには、やっぱり建設課が建設省に、そこへ何かテトラでも早う入れてやという話をしないといけないんでないかなと思うんですが、そういう意味での管理はどうなるんでしょう。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 指定管理の契約というか、につきましては、一番、やはり内容がわかっているのは担当課であると考えております。これまでどおり担当課で、業務の仕様書でありましたりそういうものは、やっぱり現課でないと確かなものをつくれないというふうに判断しております。指定管理の候補者を決めるときにも副町長なりに入っていただいておりますし、質という面でもそこら辺は確保されているかなと。契約の公平性でありますとか、そういう部分でも確保されているというふうに考えております。

もう一つの削られるということに関しましてですけれども、これは公園区域外のことですので、当然河川管理者、松岡でいうと国交省になりますけれども、これの管轄となります。先ほど行政組織条例ございましたが、80ページに「国及び県が管理する土木施設に関すること。」と、これに該当いたしますので、建設課のほうで承ります。

以上です。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 今ほどの契約行為に関することです。これも、先ほど行政組織の条例の中で、議案書でいうと、76ページに契約管財室が総務課内に課内室としてあります。その契約管財室の所掌事務としまして「公有財産の管理に関すること。」等があります。

そういったことも含め、指定管理、いろんな種類といふかね、建物なりありますけれども、そういった指定管理の手続、また更新等を行う際には、所掌する、管理する課と一緒にその事務を進めていく、また確認をしていく、そういった体制も今後とっていくこととしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） そこは説明なかったのではないかと思って。私、気づいてなかったんですが、それでいいと思うんです。現課と一緒にあって、契約の内容をきちっと見ていくという体制にしていかないと、やっぱり現課だけですと、業者のほうも名うてという人たちも多いですからね。そういうところに対処するときには、きちっとした、やっぱり原則的な対応というのも必要でしょうから、ぜひそこはそういうことで体制をとられるということであれば、本当にそこを強めて成果があるようにして行ってほしいと思ってます。特に温泉ではそういうことで思ってますので。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第24号、永平寺町河川公園条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 2時54分 休憩）

（午後 2時54分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって本件は、第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号、永平寺町河川公園条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第17 議案第25号 永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第17、議案第25号、永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） それでは、議案第25号、永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

議案書102ページをお願いします。

この条例は、松岡公民館改修工事に伴う新年度からの施設の利用の一部変更に伴い、永平寺町公民館条例の一部、別表第2を改正するものでございます。

公民館2階の松岡公民館及び教育委員会事務所があった場所につきまして、一般の利用に供するため、名称を「多目的ルーム」とし使用料を設定するほか、3階の円卓会議室を「会議室」、4階の「青年研修室」及び「婦人研修室」を一部屋とするため「研修室」に、それぞれ名称を変更するための条例の一部改正でございます。

以上、簡単ですが、補足説明にさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第25号、永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後 2時57分 休憩)

(午後 2時57分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって本件は、第3審議に付すことに決定しました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより議案第25号、永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第18 議案第26号 福井市及び永平寺町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第18、議案第26号、福井市及び永平寺町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） それでは、議案第26号、福井市及び永平寺町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について補足説明をさせていただきます。

議案書の103ページをお願いいたします。

連携中枢都市圏の形成に係る連携協約につきましては、福井市と永平寺町が連携して事務を処理するに当たりまして、基本的な方針及び役割分担を定めたもので、福井市と永平寺町がそれぞれに議会の議決に基づき締結、変更するものでございます。

連携協約においては、連携協約を締結する市町の名称、基本的な目的、基本方針、連携する取り組みなどについて規定しております。連携する取り組みにつきましては、圏域全体の経済を牽引し、圏域の住民全体の暮らしを支えるという観点から、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の3つの役割を果たすことを定めております。また、連携する分野での取り組み内容につきましては、福井市が中心となって取り組むことを定めております。

取り組み内容の詳細につきましては、議案書104ページから107ページの別表に記載のとおりでございます。

連携協約につきましては、福井市が中核市に移行する平成31年4月1日に締結することとしておりまして、あわせてふくい嶺北連携中枢都市圏ビジョンを公表することとしております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） この前の全協で説明いただいた中で、当然、嶺北全体ということであって、その事務局も含め、いろんな形では福井市が主導的な形になってるとい形ですね。ほんで今現在、永平寺町が参画しようとしている項目については6カ所か7カ所ぐらいになってるわけですね、この予算的措置の中で入るやつは。この前いただいた資料の中で。この中核都市を福井市が結ぶがために、それぞれの地域を巻き込むという形になってるんじゃないかなと。当町にどれだけの利益がある、例えばの一つの例として、航空写真を撮るときにはそういうのに入ればいいと。これを連携してないとその費用が、どういうんですか、入ら

ないとそれができないとかというのではないんじゃないかなと僕は思うんですが、契約をしないと入れないのか。

それと、最終的なところが、福井市がいろんな意味での中心になっているので、それほどうちに対して、永平寺町に有益性があるのかなという気がしてならないんですが、そこらあたりはどうなんでしょう。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 連携を組むメリットということだと思いますけれども、GIS、航空写真という話に……。

○5番（滝波登喜男君） 今までもやってたやろ。

○総合政策課長（平林竜一君） やっています。やっていますが、連携することによって経費の節減といいますか、実際に発注するに当たって、事務手続とかそういったものの中心を担っていただくのも福井市ということであれば、連携する自治体の事務も多少削減されるというようなメリット、あるいは、それを一つの契約としてすることによって経費関係の節減にもつながっていくというようなメリットもあるかと思います。

また、全体的には、全協等でもお話をさせていただいてますけれども、1,500万を上限とした地方交付税の措置が得られるといったようなこと、あとは、既存の事業、今やっている事業もこの中に組み込むことによって特別交付税の対象になるといったようなこと。今やっている事業の中でも、全然予算のかからないような事業も当然含まれていますし、そういった、例えば話し合いを持つ、協議会を持つ、その協議会の事務局を福井市が持っていて、連携する市町との意見交換あるいは情報共有といったようなことを中心とさせていただくと。そういった中でそれぞれの、今までは個別個別にやっていたものを連携することによって、また新たな気づきといいますか、新たなつながりも出てくる。人と人とのつながりも当然出てくるでしょうし、そういったいろいろなメリットがあるというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 地方交付税算入云々のところはね。例えば今、うちらが振興計画出してますわね。それとか、そういうふうな形で、いろんな事業体が今までのいろんな計画書を出している中で地方交付税算入になるような項目になっているので、新たにここでなくても僕はいんじゃないかなと。あえてここで福井市と連携をとる、福井市と連携をとるって言葉はあれですけど、要は、今までの中で

それほど、かえってそうすることによっていろんな形で、例えば全域の中でやって、もしも永平寺町と福井市とがそういうふうな形で費用が欲しいとなったときには、一本に集約されて福井市のほうに集約されてしまうということはないのかと。

要は、その連携というのが、例えば国も出しているコンパクトシティがありますが、大きな中で取り込んでしまうと、永平寺町としてのいろんなつながりの中で費用がもらえたものが、全体にあたることによって福井市に全部集約されていくと。要は地方が、そのぐるりのところが疲弊していくと。ある面ではね。そういうことも考えられるんじゃないか。同じ交付税算入になると言いながらもね、それが、その交付税算入は福井市も出してますよと、永平寺町も隣で出してますよと、なら福井市が、そこに全部行って、算入の中ではそこで一つで見なさいとなってしまうと、その周辺地域というのは疲弊する一つのあれになるんじゃないか。危惧ですけど、そういうふうに私思うので、そういうところは考えなくていいんですか。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 今、この連携協約だけ見ますと、福井市と永平寺町、ほかの市町も同様ですけども、1対1で協約を締結するというような形に見えますが、議員もおっしゃったように、嶺北11市町全体が連携するといった中で、そういった今まで連携を組めてなかった市町との連携というものが発生してきます。

今おっしゃった特別交付税1, 500万上限ということですけども、福井市は福井市として中心になる都市というか中核市として普通交付税と特別交付税がまた別に交付されるといったようなことになりますので、連携している、一つ一つの連携を組む事務そのものについては、連携を組むメリットというのは当然出てくると思いますけれども、その中で今既存でやっている事業なんかは、やっぱりそのやっている自治体が進めていくという中で、その中でもいろいろな情報教諭とかという面でのつながりは出てくると思いますので、それに対しての上限1, 500万の特別交付税ということですので、その取り合いになるということは考えてはおりません。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 町が単体でやっている事業をみんなでやっていくことのメリット、単体でやっているときはどうしても町単でやっている事業もありますけど、

参加することによって特別交付税で永平寺町の負担分は入ってくる、特別交付税に入ってくるという形になります。

もう一つは、そこに参加を、手を挙げてましても、これうちの町にはちょっと、参加したけど空洞化につながるなどか、そういった場合は、うちが予算措置をしなければそこには参加をしない形になりますので、そこは各市町の判断に任せられています。最初ここに参加するからということで5年間全部参加しなければならないではなく、例えば、参加すると手を挙げてましても、3年目からこの事業に参画してみようとか、そういった市町もありますし、途中で、うちはもういいですということでやめることもできますので、課長言いましたように、連携をとって、また事業をするときに、例えば旅費とかそういった予算措置を町単でしなければいけない部分は、特別交付税で上限1,500万円で見ただけということになってますので、どちらかという、上田議員心配されるように一極集中にならないかと、そういったことをしっかり把握しながらしなければいけないと思いますが、どちらかという、町にとっては、先ほどのGIS、全域で発注することによって永平寺町自体のコストも抑えることができるというのもありますんで、そういった点も注意するところは注意しながらしっかりやっていきたいなというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ぜひいろんな形で、今までの事例で福井とは、過去においてもいろんなところがやっぱりあったかと思います。だからそこらあたりはちょっとシビアに見ながらぜひやってもらわないとというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） いろいろ自分で、この連携中枢都市圏構想というんですかね、これの連携関係なんかを見ていて疑問に思ったんですが、新聞に出ましたよね、一斉に報道されたのを。これ見ると小規模町村衰退を危惧ということで、かなり全国的にも話題になってるんですね。心配なのは、例えばいわゆる国の、町長が余りうちの町に合わんよと言ってるコンパクトシティ構想、あれのちょっと大型版みたいな感じですね、これ聞いてると。1つはそれね。

2つ目に心配なのは、例えば、例えばですよ、うちには文化施設をつくるとかそういう計画はないですが、この永平寺町で文化施設とかスポーツ施設をつくらうとすると、福井市なんかも含めていろいろ考えると、福井市につくったほ

うが効率がいいということに向こうが主張し始めたら、もう財政措置も含めてこっちには来ない。なるべくそういうところを集めるというのが狙いみたいですから、それがやっぱり。そこに参加していると言うけれども、事務は結局、共同事務ではなしに福井市がみんなやるというわけでしょう。そんな都合のいい話はある意味ないんですね。よく考えてみると、応分の立場で話ができる、事業によってはそういうワーキンググループみたいなのをつくってやるというんですが、そうではなしに、事務運営のところからそれぞれの自治体からきちっと参加しないと、公平性というんか、とか自治体の独自性が保たれなくなって大きいところにそれが集められると。今は交付税措置とかいろいろちょっと有利な点もあるけれども、それがいつまで続くかという保障はないわけですね。

だからその後は、やっぱり国の狙いとして、こういう方法でいうと一番心配なのは、広域事務組合とか連合ということで議会をつくってやっていますよね。これは議会でなくてもやれるんですね。だからそうなってくると非常に心配というのがこの内容やと私は思っているんです。この内容というのは新聞での報道内容。だからそういう点での心配というのはいないですか。僕はだから……、まあまあいいですわ。そこでの質問です。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 以前、新聞紙上であった情報についてですけども、それは複数の自治体が連携して組織した場合に、制度上、その行政区として位置づけるといような形です。今回の連携協約につきましては、議員おっしゃったような広域連合ですとか一部事務組合といった、そういった特別な行政組織をつくることではなくて、連携協約によって柔軟に連携して、それぞれの自治体は自治体それぞれの地域資源を生かしながら特徴を持たせて連携をしましょうということなので、より柔軟にやっていきたいと思いますということです。

ですから、きちっと議会をつくって云々というその手続上ではなくて、その連携協約、当然連携協約を結ぶには、今、議会にかけていますように、議会の議決を必要としますし、全協でもお話ありましたように、これを変更する、あるいは離脱、離脱ということは当初から考えておりませんが、そういったものも双方に話し合いをして、最終的には議会の議決によって変更、廃止をするというようなことですので、そういった心配はしておりませんし、より柔軟な形でのこれから圏域の中で連携して、圏域の中の一定の人口規模をより効率的にやっというふうなことです。そういうふうにご理解をしておりますし、そういうふう

進めていきたいというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 言われることはわかるんです。自治体の側から言われるのはわかるんですが、この裏に隠れているものは何かということはしっかり見ておく必要があるということです、僕が言いたいのは。

前から、広域連合ができる、事務組合のときは議会ですよ。広域連合ができるときにも、議会の権限、議会をつくらないでという案もあったんですよ、たしか。それがこれですって。議会がなければね、ひとり歩きし始めると大変だと。そういうのは国はあったんですよ。地方議会の影響が及ばない、自由にやれるような広域連携ができないかというなのは前から言ってるんですよ。それが今回、僕もおかしいなと思いつつ見ていたら、勝山なんかは積極的には参加しないというようなことも含めてみんなで話ししてみたいですね。そこはやっぱりしっかり見ておかないけんし、こういう論議するとき、僕は、後から態度をどうするかということがあるんですけど、全会一致で進んだというのは余りいい話でないと思うので、しっかりそういう立場をとっていきたいとは思ってます。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 今我々が進めようとしている連携協約と新聞紙上にある連携というのはまたちょっと違うという認識をしておりますし、その新聞の中にも、これから連携を組もうとしている市町の意見の中に、今進める連携中枢都市圏の枠組みで十分機能が果たせるんじゃないかというような意見も書かれておりました。これから31年の4月からスタートしまして、ビジョンにつきましては5年間のビジョンということでこれから始めようというところですので、その中でいろいろそういう連携を組みながらということで前向きに考えていただきたいというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これはいろいろなパターンがあると思うんですが、時代の大きな流れの中で広域を組むことによっていいこともあると思います。例えば災害のときの応援協定であったり、今、うちM a a Sやっていますが、じゃ、市を越えて買い物に行けるようにしたらどうか。それはまた空洞化の話にもなりますんで。そういった協議をすることは悪いことではないと思いますし、例えば公共施設、ハードのものを福井市にみんなのお金で建てるとか、そういったことはないと思います。ただ、公共施設の利用率が市町で低くなってくるとすれば、じゃ、

お互い料金を統一して、どこの市町を越えても使えるようにしようとか、そういった話をする場でもあるなと思います。永平寺町の公共施設も、例えばy o u m e パークもテニスコートも町外の人も使っていただけてますし、町の人も町外のスポーツ施設でほかの地域の皆さんと楽しんでいるというのもあります。そういったのをもっと連携をとってやろうというのが一つ、これと。

もう一つは、これに参加するに当たって、各課、ワーキンググループを使って一つ一つの項目を出しました。例えば商工観光課は、ある事業、これにはうちは参加しないでおこう、これをすると空洞化がひょっとしたら進むかもしれないから参加しないでおこうという案件もありました。ただ、さっき説明してますように、参加しても途中でやめることもできる。1回みんなが集まっているところの姿を見て、これはうちの町には必要ないなと思ったら、すっと引くこともできますので、事業別に。福井市が事務局を持つんですが、ほかの11市町といろいろな情報を交換して協議をしながら、市町を越えて何かができないとか、そういったことの場合にもなると思いますので、各課、これに参加するに当たって一つ一つの事業、これはうちの町に合う合わない、ちょっと1回様子見るべきだというのは十分把握して、永平寺町、個々のワーキンググループにも入りながらここまで来てますので、その点もぜひご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今、新聞の報道の話が出たんですけれども、先ほど政策課長は新聞の構想とは若干違うようなお話をされてたと思うんですが、ちょっとその辺何が違うのかよくわからないんですけれども。

連携中枢都市圏という、この新聞だけを見ますとここに県内の自治体の考えが載っているんですが、9市町が反対、どちらかと言えば反対となっているんですね。各市町の名前も出てます。ずっと、やはり永平寺はどこに載ってるのかなと思ったら永平寺の名前は載ってこないんですが、多分、県と4市町はその他というところに入ってくるのかなと思うんですけれども、その他の意見をぜひ聞きたいなと思います。それが1点。

それと、この55の、55ですよ、このビジョンは。見てるんですが、これここで聞いていいのかどうかはわからないんですけれども、予算のときに聞くべきなのかもわかりませんので、ちょっとお答えはそちらに選択をしてもらえばいいんですが。7つほど参加するというようになってるんですが、その選択の基準

が少しわからないんですけれども、ここで聞くのがいいのかどうかはわかりませんけれども。

これ一つずつ見てみますと、その事業の狙いというか目標値というのが、載ってるのもあるんですけれどもほとんど載っていませんよね。何を一体目標にしてこれ参加するのかなというのが実際わからないんです。先ほどの航空写真ののですか、あれは意味がわかるんですよ。それは狙いも何も非常に必要やなというふうに思いますので、全てがおかしいという話ではないんで、これに参加するという、大局的にはいいのかなとは思っているんですが、ただ、今後のことを考えると、これは何で参加するんだろうというふうな疑問も起こります。そこを細々とお話しするのちょっとしたこの議案に則するのかどうかは、ちょっとそれは選択してもらえばいいんですが。

まず、町の考え方、その他というところやっただのでぜひ聞かせていただきたいのと、参加した基準というのがもしも大枠でお話しできるんなら、こんな基準で抽出しましたよということと、目標値というのはどういうふうに考えているのか、ざくっとでいいです。今後のことになると非常にこのところではないんだろうと思いますので。お願いします。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） まず、新聞関係のことでございますけれども、私の認識では、その新聞報道のあったやつの抽出というのは、先ほどのちょっと繰り返しになりますけれども、複数の自治体が集まって組織をつくった場合に、一つの行政区として形をつくと。制度上、そういう法令上、そういった行政区を形どってしまうといったような中身の連携というふうに捉えています。今回の連携中枢都市圏の連携協約は、そういった行政区をつくるかということではなくて、この協約によって、それぞれビジョンに参加する11市町が柔軟にその連携をしていくということで、今回の連携中枢都市圏をこれからやろうとしている中で、将来の行政区をつくるかといったようなことに賛成、反対というようなことは言えないというか、まだ今回、4月からスタートしまして5年も経過していない中で、検証もしていない中で、そういったものに賛成か反対かというのは言えないというような考えでございます。

それと、事業の選択の基準ということですが、これも先ほど町長が申しましたように、各23の分野のワーキンググループの中でそれぞれの11市町の担当者がいろいろ、今後進めていくビジョンの中で示す方向性の中で進めていく

事業について参加するしないという中で、その予算が発生しなくても参加するというものもあります。例えば、協議会をつくって意見交換をしてそれぞれの職員のスキルアップにつなげましょうとか、例えば広報関係ですと、今までの広報のやり方が、町独自でやっていた広報あるいは情報の集め方とかそういったもの、ほかの市町のやり方というのがよくわかっていない部分もございます。そういったものを、連携することによって、うちの町ではこういうことをやってるよ、こういうふうにしてるよという意見を聞いたり、また、そういったときにスキルアップのための講師を呼んだりする。そういったものは福井市が中心になって費用を持ちますよという中で、自治体には予算は発生しないけど連携していくといったものもございますので、各ワーキングの中でそういった話し合いをもとに事業の予算もつけていると、大卒そういったことでございます。

あと、目標といいますかビジョンそのものには最終的に、先ほど言いました3つの役割の中にいろいろK P Iを設けております。以前お示ししたビジョンの一番最後にK P I、成果目標というのがあると思いますけれども、それがこのビジョンの5年間の目標という形で捉えています。

以上です。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 少し見えてきた部分はあるんですけども、やってみなければわからないというところなんだろうとは思いますが、これ5年間ですよ。そうしますと、5年間やって、さっきの航空写真じゃないですけど、あれは続けていくと、みんないい話ですよ。航空写真というんですか。そういうふうに残るものもあったり残らないものもあったりということなんですか、それとももう5年ですぱんと全て終わってしまう、それもまた見えていないということなんですかということが1点と。

それと、もう1点はやっぱり、何か広域圏のことをね、昔の福坂広域圏のときの経緯があるので非常に不安やなという部分は否めないなというふうには思っております。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） ビジョンの5年後につきましては、これを策定するに当たりましてビジョン懇談会という、各11の市町から民間の方を入れていただいて、民間の方といろいろ議論して、このビジョンの最終的な取りまとめ、意見をお聞きして、そういった意見も反映させて取り入れさせていただいています。

事業を進めていく中で、またそういったビジョン懇談会の意見も聞きながら、最終的にはその5年後に、これを継続していくかどうかということ、ローリング方式でまた続けていくかどうかという中身についてはまた検討していくことになると思います。

後ほどの問題につきましては、これとは直接関係ないということで、あくまでも新たな11市町、これからの人口減少、少子・高齢化に向けて11市町が連携していきましようという取り組みですので、過去の云々というのは、今回のこの問題には当てはまらないというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 最後に確認ですけど、今、11市町ということですから、今期の議会で多分諮るんだろうと思うんですけど、一応11市町全て参加するという事なんですよ。確認です。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） はい。そういうことです。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） 今までの各意見を聞いていましていろいろな各心配も多々あるとは思いますが。見ている分野と見えていない分野、多々心配はあると思うんですけども、私もこれを今回提出されたのを見てみて、今回の一般質問にもちょっとさせていただいたところですけども、私が個人で感じたことは、これは大変すばらしい事業だなど、取り組みだなど。

というのは、まず、従来言いました消防力のことを考えました。そして今の永平寺の防災関係の対応等々について照らし合わせてみたんですけども、永平寺町のような消防力の小さい消防では、やはり災害応援協定とかそういったことで、大規模災害があると各協定の範囲内で応援を適宜判断して招集させていただいていると、対応するという中において、今も現に福井県の各消防本部では分科会というのをやっていると思うんですね。予防分科会とか警防分科会とか総務分科会とか、そういった分野での福井県内での問題点、課題点、各消防本部の課題点、問題点を模索しながら、提案しながら、こういうふうな今の現代の消防力に合った協議をして構築されていると。これをもう少し幅広く捉えて、今後のそういった、例えば災害対策においてはこのようにとっていけばいいのかなと、取り組んでいけば、かなり近隣消防本部と格差のない消防力に対応できるのかなというこ

とで、町民の方々も安心して暮らせるんじゃないだろうかというふうなことで大変結構な取り組みだと。

そういうふうな捉え方、捉え方で、この提案議案は考えで変わってくると思うんですけども、私は今、そういうふうな思いまして、嶺北一帯でのそういう分科会ができて、例えば、我が永平寺町にはないはしご車等々においても、高層ビル対応のはしご車はないですけども、そういった関係でも、いろんな実態を把握してすぐ臨機応変にそういう招集ができて応援体制の強化が図られるというふうなことから、先ほどの安全面の対応についても、一つ一つを砕いていくと、こういうふうな永平寺町にもかなり利のある取り組みかなというふうに思っているところがございますので、ぜひやっていただきたい。この議案をね、これ取り組んで積極的にやっていっていただきたいというふうに思っているところです。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） ありがとうございます。

消防に関しましては、この連携中枢都市圏のビジョンを策定する一番当初から本当は入ってなかったんです。ですけど、重要なことなので入れないといけないということで議論をするようになって、このビジョンの中に取り入れていったというような経緯がございます。そういった形で、今議員おっしゃったように、その11市町の担当者が集まって連携したことによってそういう効果もあらわれてきていると実際に思いますので、これからそういった形で進めていきたいと思えますし、ぜひ全員賛成のご決議をいただきたいと思えます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第26号、福井市及び永平寺町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 3時34分 休憩）

（午後 3時34分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって本件は、第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

自由討議の提案があります。

賛成者はいらっしゃいますか。

○10番（川崎直文君） 自由討議やから賛成、反対関係ないやろう。

○議会事務局長（川上昇司君） いや、あります。

○議長（江守 勲君） 賛同者。

○議会事務局長（川上昇司君） 賛同者います？

○議長（江守 勲君） 自由討議の提案があります。

自由討議に入ります。

なお、自由討議についての実施要綱4の（2）に基づき、発言は5分以内の3回までとします。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 基本的に、自由討議ですから、議員で協議するという場面ですのでよろしくお願いします。

大局的にはそんなに悪い話ではないのかなとは思いますが、ただ、福井市が中心というのが一つひっかかることと、それと、11市町がまだ正式的に参加するというにはまだ現時点ではなっていない。それと、個々の事業についてはいろいろあるんですけども。そんなんで、直ちに結論を出してもいいのかなというふうには感じますよ。何かいい部分もあるんですけども、クエスチョンがつく事業もありそうなので、もう少し吟味する必要があるのかなと思います。

ちょっとここに至ってはどうなんかなとは思いますが、戻すわけにもいかないんで、もう少し継続して協議したらどうかなとは思いますが、どうでしょうか。要するに、第3を最後に持っていこうという話なんですけれども。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今、滝波議員から、全体としてはいい方向なんかもしれんけどあったんですけど、僕は余りいいと思いません。それは福井市がやっぱり事務組合から抜けたときの経過を見ていると、もう自分ら勝手にやるからおまえら

どうでもいいという抜け方やったと思うんですね。そんなのはずっと前に事務方で話つけてあって、もう議会の議決なんて関係ないというやり方で抜けたと思うんですわ。またぞろこれは、今度は福井市で全部事務をやるということを考えると、やっぱり怖いと思っています。この連携についてはバラ色に描く人たちもいますけれども、僕は決してそうではないと思うんですね。

以前、もっと大きい単位での都道府県の、いわゆる合併みたいなことが提唱されたことがありますけれども、それが死んだわけではないんですね。いろんな連携の形もあるということで、さっき言いましたように、事務組合があり広域連合があると、いずれも議会があると。この議会がなくなって、今の言い分としてはいろんな事業がもっとスピーディにできないか、議決の要らない、自由に考えられることをやるべきだというのが、たしかいろんな規制改革会議からの提案というんかね、提言というんかね、私に言わせると余計なお世話というようなことを自治体に振りかざしている。そのことを考えると、やっぱりこれは、狙いはもっと大きい問題がある。不安ですね。そこはみんなぜひもっと考えてもらったほうがいいんじゃないかと僕は率直に思っています。

○議長（江守 勲君） 12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 全てを実施するわけではないですし、例えば医療の面で、子育てとかなになるとどうしても愛育病院とかを使う場面もありますので、そういったところでやっぱり連携しなきゃいけないところというのも、この中にはかいま見えるのではないかなと思います。やってみて、やっぱりやるべきもの、永平寺町にとってプラスになるものは進めていく、プラスにならないものに関しては削除していくという形で、締結に関しては私は問題はないのではないかなと思っています。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 私も賛成の立場なんですけれども、そもそも論になってしまいうんですけれども、永平寺町は、例えば勝山市のような自立した自治体であるかという、町民が受ける行政サービスとしては、ほかの市よりはサービス量が少ないと思うんですね。今もお話に出た愛育病院も、子どもを産むとなると愛育病院に行ったりするとか、ほかの福井市や勝山市、大野市のほうなどに行って受ける行政サービスの恩恵を受けている部分が大きいと思うんです。障がい者の支援とかでは養育施設もないですし、特別支援学校なんか勝山のほうへ行かせてもらっているとか、いろんな事例であると思うんですね。埋蔵文化財についても、

航空写真のことは以前、勝山市と永平寺町で撮らないかみたいな話すら出たということですが、予算が大きいということでだめだったというような話も私は聞いたことがあります。それがこういうことでできるようになるのであれば、すばらしいことかなとも思うんですけども。

そういったことの一個一個が永平寺町でできているなら断ってもいいお話だと思ふんですけども、例えば高校なんかもないんですよ。そういった部分なんかも考えると、やっぱり永平寺町はそれを断れる立場なのかなとそもそも思ってしまう。今の現時点では、永平寺町は一番先にでもお願いしますと言う立場なのではないかなというのが私の考えです。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 私の意見は逆で、小さいまちだからこそ、ここで連携ということではなくて単独で頑張る必要もあるのではないかなというふうに思います。というのは、やっぱり今までの経緯というのを見てますと、どうしても大きなまちに、言葉は悪いですけど、してやられてるようなところもありますので、それを考えると、小さいまちを潰すことは大きいまちには至って簡単なことだと思ふんですね。

そこでやっぱり生き残っていくためには、小さいまちは小さいまちなりの自分の力というのを蓄える必要があると思うので、余り連携云々ということを先走ってするよりも、この場は一旦様子見をして、いつでも参加できるのであれば、また後日考えるというのも一つの方法かなというふうにも思います。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） いろんな意見あると思いますけれども、ちょっと素直に見ていきたいなと思ふんです。

ここにうたわれているのは、何も一つのまちに集約するというのではなくして、あくまでも圏域ということなんですよね。3つの取り組みというかビジョンを見ても、1つ目が圏域全体の経済成長のけん引という。それから2つ目が、2つ目はちょっと気になるんですけどもね、高次の都市機能の集積・強化。「集積」というところが、ちょっと気をつけなきゃいけないところじゃないかなと思ふんです。それから3つ目は、またその圏域全体の生活関連機能のサービスの向上、この3つを組みましようという、ある意味でのビジョンなんですよね。それに今回、この契約の中で、主にその16の取り組みについて確認してお互いの役割を明確にしておきましょうと。

先ほどから出てます具体的な事業名は、55の事業が上がっているんですね。2つキャンセルになったんですかね。55ですね、この取り組みの具体的な事業が。その個々の事業についてはおのおの連携ですから、今回の契約は福井市と永平寺町ですから、おのおのの事業については永平寺町単独で、またその事業のあり方とか、もちろん議会の審議も経なきやいけないと思うんです。そこで当然チェックが入るわけですよ。

私、何が言いたいかといいますと、個別の非常に心配事はあるんですけども、この連携して県内の経済力、また安定して継続可能な地域を形成していこうというのが目的ですから、これをしっかりと捉えたいと思います。確かに、今お話しした中でも、集積という、高次の、高い都市機能の集積・強化というところを見ますと、ここで具体的に中心拠点という話が出てきてるんですよ。そこは駅周辺の機能の強化とかということが出てきております。こういった個別の事業については、我々永平寺町としては、また議会としてはしっかりと個別の案件でチェック、監視していかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

また、今回の契約の中には変更及び廃止という項目がしっかりとうたってありますので、これも先ほど、皆さん心配で、我々ができるということは、議会として、この契約を一旦結んだんだけど変更もできますよ、廃止もできますよということを条項としてしっかりとうたってありますので、この点を確認して、私は積極的にこの契約を推進していくべきじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） 8番、伊藤君。

○8番（伊藤博夫君） 私も中枢の都市づくりは賛成でございます。

と申しますのは、前回、福井市の議会の中でも観光面、酒蔵めぐりとかいうふうなことを連携してやりたいというようなことで、条例だけは通して、後から一つ一つはまた皆さんと一緒に考えながら、連携するかしないかはするべきであって、あちらのほうからも積極的に手を挙げて、観光、また酒蔵めぐりをやりたいと言うてるがに、ここで条例まで通さんとなるとちょっとおかしいんじゃないかなと思います。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私はどちらかという懸念を持つてる口の一人なんですが、いろんな形でありましたように、一つは過去の例で、ちょうどその当事者が自分が議員をしているときでしたけれども、一方的に、わしゃ抜けたという形で抜け

てったのは福井市なんですね。そういうときもありましたし。

ここの2番のところで、中心的なところをやっていくと。例えば、これは中村議員に対しては申しわけないんですが、消防の広域化のときにもね。広域化のときに、あえて永平寺町で一つの拠点をつくってしまおうと、それをしないと、広域になったときにはその拠点がなくなってまうんじゃないかというふうな話も出ました。同じように、この広域の動きの中で、ひょっともすると、この2番の集約・強化のところに陥ってしまうとね、結構そこらあたりは大変な面も出てくるんじゃないかというふうな懸念もします。

だから、そういう面も含めて、そこらは見ると何かバラ色みたいに考えるんですが、案外そういうふうなところはもとシビアに見ていってもいいんじゃないかということと、果たして、ほんならこの連携中枢都市を結ばないとできないというものはないんじゃないかなという気がする部分もあるんじゃないですか。そういうふうな気が私はするんですが、皆さん、いかがですかね。

○議長（江守 勲君） 7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 先ほど川崎議員もおっしゃられましたが、ここに、協約の中に甲と乙が契約を結ぶことにつきまして、これ全部書いてあること、この3つのフィールドの中で16項目、大分大きな項目で16ありますけれども、これ全てに参加しなければいけないというものでもないですし、何番目のものについては永平寺町は、メリットがあるからこれは参加する、これは参加しない、これとこれについては一緒に取り組みたいというようなことがたしか許されるというふうに理事者側からもご説明をいただきました。確かに今、某議員が言われましたように、我が永平寺町は自分たちでこのまちを守るといふか運営するといふその気概は大事ですけれども、客観的にその状況を考えてみた場合、やはり人口のかなりの部分が、ここの中核都市となりました福井市へ、4月からですか、通勤あるいはかかわって生きている今の社会状況の中で、最初からこれを様子見して後回しにするという必要はないと思います。

金沢、石川県や富山県でもね、連携中枢都市圏、周りの市町と結んでますけれども、たしかあれは富山のまちなか診療所ですか、そういう周辺のまちから来ている、通勤している方々も、富山市民でなくてもそこを利用できるというふうにお互いに利用できる、開放をしてます。

ですから、今ここにいろんな分野が書いてございますけれども、これに入ったらこれを全部やらなきゃいけないということではございませんので、我が町の立

ち位置を考えた上でできるものは取り組んでいくという形のスタンスでいいかと思えます。

よって、私はこれは推進すべきだというふうに思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 何で個々の自治体との協定になってるんですか。連携というんなら、何で一緒に集まることをしていないのか。福井市にとってみれば、一緒に集まるとややこしいというのがないかということです。自分らで進めやすくしようとするれば、個々のほうがいいんですって。だからね、連携と言うけど、本当にみんなで連携してるんでなしに、福井市と連携するだけの連携にならないかという不安はあります。

あとは先ほど言いましたんで、そこは何でそうなってるのかというのは何も答えられていないんで、そこは不安ですね。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） この前、全協の説明のときに、6条の変更及び廃止というところでちょっと質問をさせてもらったときに、これは廃止というか、全然やめちゃうということできるのと言ったら、これはこういう協約、これを連携廃止することは単独ではできないようなことをちょっと言うたような気がしたんですが。間違ってたらごめんなさいですけど。

○総合政策課長（平林竜一君） 廃止するのも議会の議決が必要だということです。

○2番（上田 誠君） うん。だから議会の議決だから、永平寺単独ではできないということでしょう。永平寺の議会でできるの？

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 私、一般質問の冒頭でさせてもらったんですけど、パブリックコメントを、今回これやられてて、今まで永平寺町でやったパブリックコメントは1人か2人か、年間でも3人かぐらいのことだったのが、22人の方がそこに返答されてる。究極のパブリックコメントはこの議会だというのはわかってるんですけども、それだけ町民の方が意識して、さらにその中身の内容でいくと、もう少しここをやってほしいとか、プラスに感じるような要素がたくさん書いてあるんですね。そういったところも酌んでいただいて、ぜひ、協定自体は結んで、その後の中身に関しては考えていく必要はあるかなと思いますけれども、

協定というところではやっぱりぜひプラスに考えていただきたいなと思いますし、町民の方も多分多くはそのように感じられてるのではないかなというのを、パブリックコメントで私は感じました。

○議長（江守 勲君） よろしいでしょうか。

以上で自由討議を終結します。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「討論はあります」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私は、この連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についての問題ですが、これについては、やはり参加しないほうが良いという立場です。

この説明ではバラ色に描く人もいらっしゃいますけれども、国の狙いは明確です。いろんなところで事業を集中化させて財政支援の重点化を行うんだというのが一つの方向になっているというのは明らかです。

さらに、この連携中枢都市圏の集まりは福井市対各自治体であって、それが集まって、議会もない進め方になるということになると、それは事務をつかさどっているところに集中するのは理の当然だと私は思うわけです。

そのことを考えると、ただ福井市、大きいところにすぎたほうがいろんな意味でいいんでないかという思いがある人もいらっしゃいますけれども、私は、やっぱり個々の自治体で自分たちの生きる道をきちっと示すことが、逆に近隣自治体とうまくいける一つの道ではないかなと思う立場から、この連携協約の締結については反対の立場をとります。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） 私は、この議案第26号の今回のこの連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結についての案件でございますけれども、賛成の立場から意見を申し上げます。

この、大きく目的にも、連携協約は、「人口減少・少子高齢社会にあっても、

地域経済を持続可能なものとし」、そして「地域住民が安心して快適な暮らしを営むことができる」というようにはっきりと目的を掲げてあります。

先ほどから意見の交換がされておりますけれども、やはり議会としてもいろいろ心配なところはあるかと思う意見も出ました。福井に、各大きな都市に染まるというふうなこと、吸い込まれて何もかもがそういうふうな中央に集まってしまわないかというふうな心配もあるかと思いますが、やはりそこは我々、この目的をしょきんと自分たちで踏まえていけば、そういう曲がったことは、間違ったことはしない方向に行くと思いますので、私はこの法案を通してこのように進めていくほうが賢明かと思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかに討論ありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 私は反対の立場から討論させていただきます。

やはり、おいしい餌を前につり下げられて走らされているような気がします。これは私の感想なんですけれども、その前に、やはりこの永平寺町が永平寺町らしくするためということになってくると幾ばくの不安があってもいけないと思いますので、今この協定を結んでいくこと自体に大きな不安を感じております。

ゆっくり考えてから行ってもいいんじゃないかなというふうに思いますので、反対の立場をとらせていただきたいというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 極めて消極的賛成です。

というのは、ここにわからない部分が若干残ってるなということですが、個々の事業を見てもいい部分もありますし、そうでない部分もありますし。ただ、こういうご時世ですので近隣と協力していかなあかんという部分は当然ありますので。

ただ、今回、こうやって議会の中で自由討議をしながら少し論議を深めたというところもぜひ理事者は感じ取っていただいて、やはり個々に、毎年毎年、5年間ですけれども、きちっと成果等、報告をぜひお願いをいたしたいと思います。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私は反対をしたいと思います。

というのは、先ほどの皆さんの論議の中にも若干、若干というよりも見えてない部分があるんじゃないかなという気がします。

それと、第一の懸念は、ある面ではさっきも言った中で、空洞化というよりも、その周りを取り巻くところが疲弊していくという懸念があるんじゃないかと思っております。特に永平寺なんかもそういうところがあるんじゃないかと思っておりますし、そういう面から一抹の不安の中から反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 私は、賛成の立場として申し上げるんですけども。

現実をまず見て、今、現時点で永平寺町の予算で十二分に町民にサービスを施しているのであれば、自信を持って、じゃ、これどうしましょうということは議論していいと思うんですけども、予算が足りないのでこの部分については我慢してくださいということであるとか、町レベルのことですので、この町民サービスというのはちょっとできないんです、ごめんなさいとかということで、福井市や勝山市、ほかの市町にお世話になっているサービス、それを町民を受けに行っている現実がたくさんありますね。

それで、私もお店する前に、福井市のほうに創業塾、参加させてもらったりもしたんです。私のほかにも永平寺町の方がいらっしゃっていました。物すごく体制も整っていて、それによってすごく創業しやすかったんです。でも、やっぱり肩身が狭いんですね。永平寺町民としては、「ちょっと済みません。まぜていただいて」と、いつもどこでもそれを言っている気がする。私のように、やはり永平寺町民の人、よその地域、「この手続はあっち行ってください」と言われたときに、順番待ちをしながら「済みません。永平寺町の者なんですけれども、これよろしいでしょうか」と言いながらやっていると思います。

そういった現実がある以上、ほかの市町にお世話になっている以上、こういう連携のお話というのは積極的に受けていくべきだと思いますし、それによって永平寺町民の皆さんも行きやすくなると思います。立場が担保されると思います。そういった点で賛成です。

○議長（江守 勲君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第26号、福井市及び永平寺町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(江守 勲君) 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第19 議案第27号 指定管理者の指定について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第19、議案第27号、指定管理者の指定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長(木村勇樹君) それでは、議案第27号、指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。

議案書108ページでございます。

町立在宅訪問診療所の指定管理者として指定するため、永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、平成30年9月3日に福井大学を指定管理候補者として選定し、これまで、管理に係る協定内容について協議してきました。

協定内容がまとまったこと、また指定施設の適切な管理運営が可能と認められますので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものです。

指定管理に指定する団体としましては、所在地、福井県福井市文京3丁目9番1号。名称は、国立大学法人福井大学。代表者は、学長、眞弓光文氏です。指定の期間は、本年4月1日から2029年3月31日までの10年間を予定します。

以上、補足説明といたしますので、ご決議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(江守 勲君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

5番、滝波君。

○5番(滝波登喜男君) 1点だけ。ちょっと条項を詳しく見ればわかるのかもわか

りませんけれども、指定管理料の件ですけれども、10年間で12億6,600万。基本的に多分、今後のいろいろなことがあって変動はあるんだろうと思いますが、変動するときにはどういう手続をとるようになりますか。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 各年度の業務、それから指定管理料は年度協定において定めます。1年間の業務については当然年度末に精算いたしますし、総額としては10年間でこれだけを見込みますよ。単年度においては予算化しますので、こういった金額で協定を結んで業務を行っていきます。最終的には精算いたします。5月の出納閉鎖に間に合えば当該年度で精算いたしますし、翌年にまたがるようなことであれば、翌年度精算という形で返還いただく、追加でお支払いするという形でいきたいと思います。

診療報酬が全額こちらのほうに、永平寺町のほうで受けるようになりますので、形としては、収入は全部こちら、支出に関してもこちらが持つということになります。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） ということは、この金額が毎年1億2,000万ですか、基準として年度末に、精算という言い方は変なんですけれども、プラスしたりマイナスしたりということで、また次年度はこの基準でというような形になるということですか。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） はい。おっしゃるとおりです。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第27号、指定管理者の指定についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後 4時09分 休憩）

（午後 4時09分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって本件は、第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより議案第27号、指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第20 議案第28号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第20、議案第28号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第28号、永平寺町教育委員会委員の任命同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、教育委員を務められております朝日高範委員は、平成31年3月31日をもって任期が満了いたします。

朝日委員は、平成23年4月から2期8年間、教育委員を務められ、その間、教育委員長、教育長職務代理者を歴任されております。教育行政に精通されておられることから、再度教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、議案第28号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議

いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） これまで教育委員をされていたということで、ここに賞罰も書いてあるんですが、いわゆる特筆すべき賞罰というのは何かあるのでしょうか。

ここに書いてあっても、よく内容がわからないんですが。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 特筆すべきといいますと、ここに書いてあります体育連盟優秀指導者賞に関連いたしまして、いわゆる体育協会の優秀指導者賞であったり、そのほか、福井県高等学校体育連盟の優秀指導者賞であったりという形の表彰を受けています。ということでございます。種目につきましてはライフル射撃のところでございます。その部分で国民体育大会、国体のほうにも参加されておられます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私、これで退席させていただきます。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

採決します。

議案第28号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

～日程第21 発委第1号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第21、発委第1号、永平寺町議会委員会条例の

一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（川上昇司君） 朗読をさせていただきます。

発委第1号

永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、次のように地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成31年3月7日 提出

永平寺町議会議長 江 守 勲 様

提出者 議会運営委員会

委員長 滝 波 登喜男

永平寺町条例第 号

永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例

永平寺町議会委員会条例（平成18年永平寺町条例第156号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、国体推進課」を削る。

附 則

（施行日）

この条例は平成31年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 提案理由の説明を求めます。

5番、滝波君。

○議会運営委員会委員長（滝波登喜男君） 発委第1号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明をいたします。

永平寺町教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴い国体推進課が廃止され、永平寺町議会委員会条例の一部改正が必要となったことから、議会運営委員会発

委で今回の改正を提出するものであります。

よろしくご賛同をお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 4時16分 休憩）

（午後 4時16分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。本日は、これをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、あす8日は午前9時より本会議を開催しますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午後 4時17分 散会）